令和８年第４回　飯塚市議会会議録第５号

令和８年９月１１日（金曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第１０日　　９月１１日（金曜日）

第１　一般質問
第２　議案に対する質疑、委員会付託
　１　議案第　９０号　令和８年度 飯塚市一般会計補正予算（第２号）
　　（　総務委員会　）
　２　議案第　９１号　飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例
　　（　福祉文教委員会　）
　３　議案第　９２号　飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
　　（　福祉文教委員会　）
　４　議案第　９３号　飯塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
　　（　福祉文教委員会　）
　５　議案第　９４号　飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
　　（　福祉文教委員会　）
　６　議案第　９５号　飯塚市穂波福祉総合センター条例の一部を改正する条例
　　（　福祉文教委員会　）
　７　議案第　９６号　飯塚市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例
　　（　協働環境委員会　）
　８　議案第　９７号　飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例
　　（　経済建設委員会　）
　９　議案第　９８号　飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
　　（　総務委員会　）
　10　議案第　９９号　契約の締結（競走場ロイヤルスタンド空調設備改修工事）
　　（　経済建設委員会　）
　11　議案第１００号　財産の取得（端末管理機能ライセンス）
　　（　福祉文教委員会　）
　12　議案第１０１号　訴えの提起（介護給付費返還請求事件）
　　（　福祉文教委員会　）
　13　議案第１０２号　指定管理者の指定（飯塚市文化会館）
　　（　福祉文教委員会　）
　14　議案第１０３号　市道路線の認定
　　（　経済建設委員会　）
　15　認定第　１１号　令和７年度 飯塚市水道事業会計決算の認定
　　（　経済建設委員会　）
　16　認定第　１２号　令和７年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定
　　（　経済建設委員会　）

17　認定第　１３号　令和７年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定
（　経済建設委員会　）
18　認定第　１４号　令和７年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定
（　経済建設委員会　）
第３　追加議案の提案理由説明、質疑、委員会付託
１　議案第１０５号　令和８年度 飯塚市一般会計補正予算（第３号）
（　協働環境委員会　）
２　議案第１０６号　飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
（　協働環境委員会　）
第４　請願の委員会付託
１　請願第　１８号　旧鎮西中学校跡地売却にかかる公募・審査・採点・落札における不透明性の解明のための百条委員会（地方自治法第１００条に基づく特別委員会）の設置を求める請願
（　議会運営委員会　）

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（城丸秀高）
これより、本会議を開きます。昨日に引き続き、一般質問を行います。１６番　土居幸則議員に発言を許します。１６番　土居幸則議員。
○１６番（土居幸則）
通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。
それでは、まず、「トレーニング施設の在り方について」ですが、こちらは同僚議員からも先般一般質問のあった案件でございます。それだけ市民の皆様の関心も高く、また、思いも熱いものがあるとご理解いただければと思います。
それでは、施設の現状についてお尋ねしますが、飯塚市総合体育館及び健康の森公園多目的施設のトレーニング施設は、市民の健康増進や体力づくりの拠点として活用されております。しかし、両施設の規模や機器構成、利用者数の推移には一部差異が見られ、今後の運営方針を検討する上で、現状の正確な把握が不可欠です。そこでまず、両施設のトレーニング室の面積、設置機器の種類や台数、利用料金体系、そして直近数年間の利用者数の推移について、行政としてどのように整理し認識されているのか、お尋ねします。
市民の利用実態を踏まえた現状分析は今後の改善策や更新計画の基礎となりますので、それぞれの概要についてお示しください。
○議長（城丸秀高）
市民協働部長。
○市民協働部長（小川敬一）
トレーニング施設の概要についてご説明いたします。飯塚市総合体育館のトレーニング室の面積は２１８．７３平方メートル、機器はランニングマシン、リカベントバイク、クライムミルなど、全２２種を設置いたしております。
利用料金につきましては、一般の方で申し上げますと、１人１時間当たり１００円でございます。
次に、健康の森公園多目的施設のトレーニング室の面積につきましては２２０．３８平方メートル、機器はランニングマシン、バイク、ステッパーなど、全１３種を設置いたしております。

利用料金につきましては、総合体育館と同様に、一般の方は１人１時間当たり１００円でございます。
利用状況でございますが、総合体育館の利用者数につきましては、令和５年度６万１９８４人、令和６年度６万６２５人、令和７年度６万７２７９人となっております。
次に、健康の森公園多目的施設の利用者数につきましては、令和５年度につきましては２万１８４１人、令和６年度２万２９１３人、令和７年度２万３３１３人となっております。
○議長（城丸秀高）
１６番　土居幸則議員。
○１６番（土居幸則）
両施設とも年々利用者が増加傾向にあるようで、市民の健康意識の高さの表れかと思います。
それでは次に、設備機器についてですが、トレーニング機器は利用頻度が高く、耐用年数を過ぎると安全性や機能性の低下が顕著になります。市民からも、「古い機器が多い」、「故障が増えている」といった声が寄せられており、現状の機器の老朽化状況を正確に把握することが重要です。そこで、両施設に設置されている各トレーニング機器の平均使用年数、国税庁や公益財団法人スポーツ施設協会が定める耐用年数との比較、そして、どの程度乖離が生じているのかについて伺います。
耐用年数を大きく超えて使用している機器が多い場合、更新計画の必要性も高まりますので、現状の評価を明確にお示しください。
○議長（城丸秀高）
市民協働部長。
○市民協働部長（小川敬一）
税法上の耐用年数といたしましては、国税庁の定める減価償却資産の耐用年数表におきまして、スポーツジム等の運動用器具は３年、一部の金属製トレーニング機器や機能訓練機器でありましても５年から１０年と規定されております。
また、公益財団法人日本スポーツ施設協会におきましても、製品ごとに標準耐用年数を２年から５年で設定されております。
標準耐用年数を過ぎた場合でも、保守点検や修理等を行うことで、製品は継続して利用することができるとなっております。
現在トレーニング機器につきましては、利用者数が多いことから、ほとんどが維持補修しながら使用している状況でありまして、一部の機器につきましては、耐用年数までもたないために買換えを行っている状況でございます。
○議長（城丸秀高）
１６番　土居幸則議員。
○１６番（土居幸則）
それでは次ですが、市民の安全な利用を確保するためには、故障機器の迅速な修繕や交換が不可欠です。しかし、実際には、長期間使えないまま放置されているとの声もあり、修繕体制の実効性が問われております。そこで、トレーニング機器の修繕、交換に関する年間予算の規模、指定管理者と市の負担割合、過去の支出実績、さらに、軽微な故障から重大な故障まで、修繕完了までに要する平均日数について伺います。特に海外製機器の部品調達に時間を要するケースもあるため、利用者の不便を最小限に抑えるための体制強化の必要性などございましたらお示しください。
○議長（城丸秀高）
市民協働部長。
○市民協働部長（小川敬一）
トレーニング機器の修繕、交換に関する年間予算についてでございますが、これらの施設は指

定管理者であります一般社団法人飯塚市スポーツ協会が管理運営を行っております。日々の軽微なメンテナンスや消耗品の交換等におきましては、指定管理料の範囲内において、その都度計画、また、支出されております。

また、機器の経年劣化による買換えや高額な修繕費が必要となった場合におきましては、市の予算からその必要性に応じまして、予算措置、そして執行される見込みとなっております。そのため、年度によって支出額は変動いたします。指定管理者負担及びスポーツ振興課で支出いたしました合算での昨年度の実績で申し上げますと、全部で１３件、３５４万１１９２円でございます。

次に、修繕までの平均日数でございますが、軽微な不具合のものでございますと約１週間程度で復旧いたします。ただし、ランニングマシン、トレッドミルの基盤やモーターの故障、あるいは海外メーカー製の特殊なトレーニングマシンの場合につきましては、メーカーの専門技術者による出張見積り・診断、海外からの部品取り寄せが必要となります。この場合、部品の調達と工事日程の調整に時間を要するため、修繕完了までに一、二か月、場合によりましては、半年くらいの期間を要することもございます。

○議長（城丸秀高）

１６番　土居幸則議員。

○１６番（土居幸則）

やっぱり車も機械も、外国製は故障すると高くつくようですので、できれば国産がいいのかなと思います。

市民からは「故障した機器が長期間使えないままになっている」、「いつ修理されるのか分からない」といった不満が寄せられております。公共施設として利用者の安全と満足度を確保するためには、故障機器の管理状況や修繕計画の見える化が求められます。

そこで、こうした市民の声を行政としてどのように受け止めているのか、また、耐用年数を超えた機器や部品調達が困難な機器をどのようにリスト化し、優先順位をつけて更新していくのか、具体的な改善策を伺います。利用者が安心してトレーニングできる環境整備に向けた取組について、お示しください。

○議長（城丸秀高）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

先ほど答弁いたしましたとおり、修繕の内容によりましては、更新までに長期間要する場合もございます。利用者の皆様にご不便をおかけしている点につきましては認識いたしております。

改善策といたしましては、耐用年数を超えた機器や修理部品の調達が困難な機器につきましてリスト化いたしまして、優先度の高いものから順次更新を図り、できる限り、長期間更新ができないといった状況が発生しないよう、利用者が安心して安全にトレーニングを行える利用環境を構築していく必要があると考えております。

○議長（城丸秀高）

１６番　土居幸則議員。

○１６番（土居幸則）

次に、利用状況についてですが、ランニングマシンやベンチプレス、ケーブルマシンなど、利用者の人気が高い機器は常に混雑し、順番待ちが発生しているとの声が多く寄せられております。公共施設として多様な利用者が公平に利用できる環境を整えることは重要ですが、人気機器の台数が利用者数に対して適正であるかどうかは、施設運営の質を左右する重要な指標だと思います。

そこで、現在の機器配置が適切なのか、利用者属性や利用目的の多様化を踏まえた再配置の可能性、そして混雑緩和に向けた検討状況について、お伺いいたします。

○議長（城丸秀高）

市民協働部長。
○市民協働部長（小川敬一）
当施設は公共施設でございますので、運動未経験者の方やご高齢の方、また日頃から体を鍛えられている方まで、幅広い市民の皆様が安全かつ効果的に利用できる設備環境を整えることが重要であると考えております。利用者によってそれぞれ異なるご要望があることは承知いたしております。限られたスペースの中で、より多くの方々が多様なトレーニングを行えるよう、現在の機器配置や設備環境につきましては適切であると判断いたしております。
○議長（城丸秀高）
１６番　土居幸則議員。
○１６番（土居幸則）
トレーニング施設では、夕方や休日など特定の時間帯に利用が集中し、人気機器の待ち時間が長くなる傾向があります。利用者からは、「待ち時間が長くて十分に運動できない」、「混雑状況が事前に分かる仕組みが欲しい」といった声も寄せられております。そこで、具体的にどの時間帯がピークとなっているのか、機器ごとの平均待ち時間などを把握できているのか、お尋ねします。
○議長（城丸秀高）
市民協働部長。
○市民協働部長（小川敬一）
どちらの施設におきましてもスタッフが常駐いたしておりますことから、質問議員が言われますピークの時間帯及び待ち時間等は把握いたしております。
○議長（城丸秀高）
１６番　土居幸則議員。
○１６番（土居幸則）
それでは、機器の老朽化や故障が増える中、計画的な更新や増設は施設運営の根幹となります。そこで、更新の優先順位をどのような基準で判断しているのかを伺います。
導入年の古さや使用頻度だけでなく、利用者のニーズ、機器の安全性、修繕コストなど、複数の観点から総合的に判断する必要があると考えておりますが、計画的な更新体制の構築に向けた方針について、お尋ねします。
○議長（城丸秀高）
市民協働部長。
○市民協働部長（小川敬一）
先ほど答弁いたしましたが、優先順位といたしましては、機器の導入年の古い順、また、利用頻度が多く、劣化が激しい機器などが優先上位となります。
機器の更新計画は策定までに至っておりませんが、計画的に更新を進めていく必要があると考えております。
○議長（城丸秀高）
１６番　土居幸則議員。
○１６番（土居幸則）
総合体育館と健康の森公園におけるトレーニング機器の設置構成についてですが、それぞれ特徴が異なる機器構成となっているようですが、市民のニーズは多様化しており、施設ごとの役割分担が現状のままでよいのか、再検討が必要ではないのかと考えております。
そこで、両施設の機器ラインナップの違いが市民の利用目的に適切に対応できているのか、また、改善の余地があるとすれば、どのような方向性で検討すべきなのか伺います。特に混雑対策や利用者属性の変化を踏まえた機器配置の最適化についての見解を求めます。
○議長（城丸秀高）

市民協働部長。
○市民協働部長（小川敬一）
飯塚市総合体育館の特徴といたしましては、最新式を含む多数のトレーニングマシンを設置いたしまして、本格的な筋力トレーニングや運動に対応できるような機器も配置いたしております。
また、健康の森公園多目的施設の特徴といたしましては、本格的な筋トレというよりも、一般的な健康維持やリフレッシュ、軽い運動を目的といたしまして、配置いたしております。
市民ニーズと改善の余地についてでございますが、両施設の目的の違いに沿った機器配置の最適化、併せまして、混雑対策と考えておりまして、今後できることにつきましては、計画的に進めていくことといたしております。
○議長（城丸秀高）
１６番　土居幸則議員。
○１６番（土居幸則）
続いて、機器の安全点検についてですが、どんな物も新しいうちはおおむね安心・安全に使用できますが、両施設のトレーニング機器においては、利用頻度も高いようにお聞きしております。想定範囲内での使用であれば、設計耐用年数くらいまでは修理を行いながら使えるのでしょうが、現状としては人気機器においては、使用過多による損耗が見られるようです。こういった現状を踏まえ、機器の安全点検はどのように実施されているのか、お尋ねします。
○議長（城丸秀高）
市民協働部長。
○市民協働部長（小川敬一）
トレーニング室につきましては、専属のスタッフが常駐いたしておりますので、開館前におきまして、全ての機器の点検を行って、安全なトレーニング室の利用に努めているところでございます。
○議長（城丸秀高）
１６番　土居幸則議員。
○１６番（土居幸則）
次に、機器を利用する際は、初心者や高齢者が安全に利用できるよう最低限の指導体制は不可欠です。そこで、職員が行っている指導内容、機器の使用方法の説明体制、事故防止に向けたルール周知の方法、さらに指導体制の在り方など、利用者の安全確保は施設の信頼性に直結するため、現行の体制が十分であるかどうか、改善の余地等についてお尋ねします。
○議長（城丸秀高）
市民協働部長。
○市民協働部長（小川敬一）
当施設におきましては、民間のようなインストラクター的な人員配置はいたしておりません。配置しておりますスタッフは、利用者の受付や機器の使用方法などを指導いたしまして、安全に利用していただくサポートを行っております。
併せまして、各機器には使用方法を明示いたしまして、施設内にはルールの掲示を行って、事故防止に努めているところでございます。
○議長（城丸秀高）
１６番　土居幸則議員。
○１６番（土居幸則）
公共施設として、低料金で提供されている一方で、機器の更新や修繕費用は増加しております。維持管理コストとのバランスが課題となっているのではと考えております。
そこで、現行の利用料金が維持管理費をどの程度賄えているのか、費用不足が生じている場合はどのように補塡しているのか、また、料金体系の見直しを検討する必要性について伺います。

市民の健康増進を支える施設として持続可能な運営体制を維持すべきと考えておりますので、お尋ねします。
○議長（城丸秀高）
市民協働部長。
○市民協働部長（小川敬一）
広く市民の体力づくりやリフレッシュ、健康増進などの目的でトレーニング施設を設置いたしております。このため、維持費を賄うための利用料金設定までには至っておりません。
質問議員が言われます今後のランニングコスト等の部分につきましては、料金について検討していく必要があると考えております。
○議長（城丸秀高）
１６番　土居幸則議員。
○１６番（土居幸則）
維持費を賄えないというのは非常に厳しい状況ですので、いろいろと検討いただきたいと思います。
続けて、料金は安いが満足度が低いという市民の声は機器の老朽化や修繕の遅れが背景にあると考えられます。そこで、料金改定の検討状況、料金を上げてでも機器更新を求める利用者の声をどのように政策判断に反映するのか伺います。
公共施設としての公平性を保ちつつ、利用者満足度を向上させるためには、料金体系と設備更新を連動させた運営方針が必要ではないかと思います。市民の声を踏まえた具体的な検討状況がありましたらお示しいただきたいと思います。
○議長（城丸秀高）
市民協働部長。
○市民協働部長（小川敬一）
トレーニング室の機器につきましては、利用者の方々から様々なご意見を頂いているところでございます。現状におきましては、機器の経年劣化に伴う更新や利用頻度の高い器具の修繕が増加しておりまして、これらに要する費用を安定的に確保するまでには至っておりません。
今後はトレーニング機器の計画的な更新等と連動いたしまして、市の財政状況も踏まえながら、計画的に更新を進めてまいりたいと考えております。
なお、現在の機器配置につきましては、繰り返しの答弁になりますが、限られたスペースの中で一定のバランスが図れるよう維持するとともに、既存の機器が故障等により長期間利用停止となる事態を少しでも改善できるよう、日々の点検と適切な維持管理を徹底し、利用環境の確保に努めてまいりたいと考えております。
○議長（城丸秀高）
１６番　土居幸則議員。
○１６番（土居幸則）
それでは、民間ジムでは月額制やプレミアム会員制度が一般的となっており、利用者の利便性向上につながっております。公共施設として民間に近いサービスを提供するのはなかなか難しいとは思いますが、利用者の多様なニーズに応えるためには、検討の余地があるのではないかと考えております。また、混雑緩和のための予約制や時間帯別利用枠についても、市民から一定の要望がありますので、柔軟な運営方針を求めます。
そこで、料金体系の多様化や予約制の導入についてのお考えがあるのか、お示しください。
○議長（城丸秀高）
市民協働部長。
○市民協働部長（小川敬一）
プレミアム会員といった料金体系の多様化につきましては、市内各所に年々増加しております

民間におけるスポーツジムにおきましては適していると考えておりますが、公共施設としての特性を鑑み、現在のところ導入は考えておりません。
　また、混雑緩和のための予約制や時間帯別利用枠などの導入につきましても、利用者によって希望される時間帯や利用目的に個人差がある中、特定の枠による制限につきましてはかえって利便性を損なうおそれがございます。誰もが自由にできる公共施設としての役割を維持するため、これらも現時点では導入の検討には至っておりません。
　しかしながら、先ほどから申しますように、混雑緩和対策等を含めまして、取り入れられる分については検討を進めてまいりたいと考えております。
○議長（城丸秀高）
　１６番　土居幸則議員。
○１６番（土居幸則）
　ちょっと今の質問とかぶる部分もありますが、高齢者や初心者、アスリート志向の方など、利用者の属性は多様化しております。公平性を重視する公共施設であっても一定の配慮や工夫により、利用者の満足度を高めることは可能ではないかと考えております。そこで、利用者属性に応じた機器配置の工夫、初心者向けの案内や安全指導の強化、高齢者向けの軽負荷機器の充実など、現行体制の改善の可能性について伺います。
　また、民間ジムとの役割分担を踏まえつつ、公共施設としてどこまで対応すべきと考えているのか、本市の方針についてお尋ねします。
○議長（城丸秀高）
　市民協働部長。
○市民協働部長（小川敬一）
　質問議員がご指摘の利用者の属性に応じた機器の配置、また、指導体制の最適化につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、当トレーニング室は幅広い年齢層の方々に、それぞれの目的に応じましてご利用いただいている公共施設でございます。そのため、特定の対象者や特定の目的に特化した機器配置ではなく、安全かつ安心、平等に利用できるユニバーサルな環境づくりを最優先といたしております。
　また、指導体制につきましても、施設維持管理や安全確保のための配置といたしております。公共施設の役割といたしまして、まずは気軽に体を動かせる場を広く提供することに主眼を置いております。
　なお、専門的・高度なマンツーマン指導、あるいは、個別のプログラム構築などを求められる利用者におかれましては、民間事業者が運営しますスポーツジムなどを選ばれる傾向がございます。公共施設と民間施設、それぞれの強みを生かし、地域全体で多様なニーズを分担、補完し合うことが望ましいと考えております。
○議長（城丸秀高）
　１６番　土居幸則議員。
○１６番（土居幸則）
　それでは次に、トレーニング施設利用者へのアンケートについてですが、どんな施設やサービスにおいても、提供する側と受ける側では、その思いや考えにずれや違いが出てくるものと思われます。同じサービスを受けても喜ばれる方とおせっかいに思われる方がございます。そこで利用者の声を聴くことは、施設サービスの充実と改善を図る上では欠かせないものと思っております。また、その声を必ずしもすぐに実現できなくても、利用者の声に耳を傾けてくれているという一定のご理解をいただけるのではないかと思います。
　そこで、トレーニング施設利用者へのアンケート調査などは実施されているのか、また、利用者の不満や要望をどのように把握し改善されているのか、お尋ねします。
○議長（城丸秀高）

市民協働部長。
○市民協働部長（小川敬一）
トレーニング室のみの個別アンケートにつきましては実施いたしておりませんが、総合体育館や健康の森公園などの施設全体としましてのご意見箱を設置いたしまして、利用者の不満や要望等を把握して、改善に努めているところでございます。
○議長（城丸秀高）
１６番　土居幸則議員。
○１６番（土居幸則）
ご意見や要望については反映されているということで、次に今後についてですが、トレーニング施設は市民の健康づくりを支える重要な公共インフラであり、老朽化対策や設備更新を含めた長期的な運営方針を求められます。
そこで、今後の施設の位置づけ、民間フィットネスジムとの役割分担、公共施設としてどのようなサービス水準を目指すのか伺います。特に初心者や高齢者が安心して利用できるユニバーサルな環境整備、バリアフリー化、健康教室の充実など、公共施設ならではの価値をどのように高めていくのか、長期的なビジョンをお示しいただきたいと思います。
○議長（城丸秀高）
市民協働部長。
○市民協働部長（小川敬一）
本施設は市民の健康づくりと交流を支える重要な公共インフラでございまして、今後も老朽化対策を進め、安全・安心な環境を長期的に維持してまいります。
民間施設が個人の高度なニーズに応える一方、本施設は誰もが気軽に手頃な料金で利用できる公共施設としての役割を担います。今後も公共施設と民間との役割を相互で十分に発揮いたしまして、公共施設といたしましては、初心者への指導、健康教室の充実など、公共施設ならではの誰もが使いやすいユニバーサルな水準を目指し、効率的な管理運営に努めてまいります。
また、先ほど来、質問議員が言われますトレーニング室につきましては、るる課題がございます。これにつきましても庁内で早速検討していくことといたしまして、改善点につきましては、今後検討いたしてまいります。
○議長（城丸秀高）
１６番　土居幸則議員。
○１６番（土居幸則）
これはご意見ですが、今回の一般質問を通じて明らかになったのは、トレーニング施設が市民の健康づくりに不可欠な公共インフラである一方、その運営体制が老朽化や修繕遅延、機器更新の計画性不足など構造的な課題を抱えているという点であります。特に、耐用年数を大きく超えて使用されている機器が多いこと、故障後の修繕に長期間を要するケースが常態化していることは、利用者の安全性と満足度の観点から看過できません。
また、人気機器の不足やピーク時の待ち時間の長さなど、利用環境の改善を求める声も多く、市民ニーズとの乖離が生じているので、改善願いたいと思います。
公共施設として公平性を重視する姿勢は理解しますが、それを理由に改善を先送りすることは、市民の健康増進という本来の目的を損なうおそれがあります。民間ジムとの役割分担を踏まえつつも、公共施設として、誰もが安心して利用できる水準を確保するためには、計画的な機器更新、修繕体制の迅速化、利用者の声を反映した運営改善が不可欠です。
また、穂波福祉総合センターの改修に伴い、当該施設も一時クローズとなるのであれば、使用されない機器類を両施設にご使用いただくなど、市民に対し、柔軟で優しいご対応を切に望みます。
そして、今後は現場の状況を正確に把握し、老朽化対策を体系的に進めるとともに、利用者の

満足度向上に向けた具体的な改善策を早期に実現していただきたいと思います。
　そして最後に、市民の健康を支える基盤として、より安全で使いやすい施設運営を強く求めます。
　それでは続きまして、「県道飯塚穂波線について」お尋ねします。
　こちらは着工から四半世紀が過ぎ、地域の方からは一日も早い完成が望まれているものであります。そこで、この事業概要についてお尋ねします。
○議長（城丸秀高）
　都市建設部長。
○都市建設部長（大井慎二）
　県道４７８号飯塚穂波線につきましては、県道３０号飯塚福間線の飯塚市庄司地区を起点に、国道２０１号及び国道２０１号八木山バイパスを経由しながら、本市西側を南北に縦貫して、県道６０号飯塚大野城線に接続し、飯塚市津原を終点とする延長約１０．６キロメートルの道路であり、県事業として平成１２年から着手されております。
○議長（城丸秀高）
　１６番　土居幸則議員。
○１６番（土居幸則）
　それでは次に、本路線が飯塚市の交通ネットワークにおいてどのような効果をもたらすものと考えておられるのか、お尋ねします。
○議長（城丸秀高）
　都市建設部長。
○都市建設部長（大井慎二）
　本市の道路網につきましては、国道２００号、２０１号及び両国道バイパスに加え、県道飯塚大野城線をはじめ、多くの主要地方道が中心市街地に集中する構造となっており、市街地においては、大型車両の集中する時間帯や朝夕のラッシュ時などには慢性的な交通混雑が発生しております。
　また、八木山バイパスの再有料化や沿線における大型商業施設の進出などの影響により、八木山バイパス、穂波東インターチェンジ周辺の国道２００号バイパスや主要道路においては、交通流動の変化に伴う交通環境の悪化が懸念されていることから、県道飯塚穂波線の早期完成が望まれているところでございます。
　本路線が完成すれば、市街地内の交通混雑の緩和が期待されるとともに、本市西側エリアの地域活性化の動脈となり、また、経済、産業に対しても好影響を与えるものと考えており、市としましても、県事業の円滑な推進に向けた地元調整及び事業協議等に取り組んでいるところでございます。
○議長（城丸秀高）
　１６番　土居幸則議員。
○１６番（土居幸則）
　それでは、本路線の計画時点における交通量の予測や所要時間の短縮の試算などについてはどのようになっているのか、お尋ねします。
○議長（城丸秀高）
　都市建設部長。
○都市建設部長（大井慎二）
　本路線の交通量予測につきましては、１日当たり５千台を見込み、交通区分は「第３種第２級」として計画されております。また、所要時間の短縮につきましては、津島工業団地から八木山バイパス穂波西インターチェンジまでの所要時間が約２１分から約１４分となり、約７分短縮する試算が出ております。

○議長（城丸秀高）
　１６番　土居幸則議員。
○１６番（土居幸則）
　道路構造令に基づく「第３種第２級」という区分は、道路の性格や設計基準を示す重要な情報ですが、一般市民には理解しづらい専門的な分類です。本路線がこの区分で計画されている理由や、どのような交通量、役割を想定した道路なのかを明確にすることは、事業の必要性を説明する上でも重要です。
　そこで、この道路区分が示す具体的な内容、幹線道路としての位置づけ、地域間連携に果たす役割などについてお尋ねします。
○議長（城丸秀高）
　都市建設部長。
○都市建設部長（大井慎二）
　「第３種第２級」の道路とは、道路構造令による道路区分の一つで、「第３種」は地方部に存する自動車専用道路以外の一般道路のグループであり、その中で、「第２級」は４千台以上の交通量が見込まれる平地部の一般国道や主要県道など幹線・主要路線に適用され、地方部における都市間・地域間を結ぶ幹線としての性格が強い道路となっております。
○議長（城丸秀高）
　１６番　土居幸則議員。
○１６番（土居幸則）
　それでは次に、現状についてですが、まずこれまでの整備状況はどうなっているのか、お尋ねします。
○議長（城丸秀高）
　都市建設部長。
○都市建設部長（大井慎二）
　本路線の整備状況につきましては、平成１２年の着手から令和７年度末までに、庄司から上相田区間２．２キロメートル、大日寺区間１．０２キロメートル、舎利蔵区間６４０メートルの計３．８６キロメートルが供用開始されており、現在は蓮台寺工区において工事が進められております。
○議長（城丸秀高）
　１６番　土居幸則議員。
○１６番（土居幸則）
　その蓮台寺工区では、トンネルを含む難易度の高い区間であり、事業費や構造、事業期間など、他区間とは異なる特徴を持っていると思われます。市民からもどのような工事が行われているのか、また完成までどれくらいかかるのかといった質問が多く寄せられております。
　そこで、蓮台寺工区の事業延長、構造的特徴、事業期間、道路幅員など、工事の概要についてお尋ねします。
○議長（城丸秀高）
　都市建設部長。
○都市建設部長（大井慎二）
　蓮台寺工区の工事概要につきましては、事業延長１．６６キロメートルで長さ５００メートルのトンネルを含めた全体事業費が５０億円、事業実施期間は平成２８年度から令和１５年度までの計画となっております。
　なお、道路幅員につきましては、一般部は歩道２．５メートル、車道３．２５メートル、路肩０．７５メートルの全幅１０．５メートルで、トンネル内におきましては、歩道２．０メートル、車道３．２５メートル、路肩０．７５メートルの全幅１０．０メートルとなっております。

○議長（城丸秀高）
　１６番　土居幸則議員。
○１６番（土居幸則）
　それでは、現在の蓮台寺工区における進捗状況はどのようになっているのか、お示しください。
○議長（城丸秀高）
　都市建設部長。
○都市建設部長（大井慎二）
　令和７年度末時点における事業進捗率は約１３％となっております。現在、トンネル掘削工事や県道本線の整備に必要となる工事用道路等に係る用地の借地や買収のための地元調整が継続して行われており、地元調整が整い、用地の確保ができ次第、順次工事に着手される予定となっております。
○議長（城丸秀高）
　１６番　土居幸則議員。
○１６番（土居幸則）
　それでは次に、周辺道路との連携についてですが、現在４車線化事業を施工中の八木山バイパスと飯塚穂波線との連携については、市としてはどのようなお考えがあるのか、お尋ねします。
○議長（城丸秀高）
　都市建設部長。
○都市建設部長（大井慎二）
　現在、令和１１年度の全線４車線化の開通に向け、鋭意工事が進められておる国道２０１号八木山バイパスに接続する飯塚穂波線が整備されることにより、渋滞が集中する市街地を経由せずに穂波西インターチェンジにアクセスできる迂回ルートが形成され、本市北側地域と福岡都市圏などを結ぶ新たな交通ネットワークが確立されることとなり、生活利便性の向上、交流人口の拡大や移住定住の促進につながる効果があるものと考えております。
○議長（城丸秀高）
　１６番　土居幸則議員。
○１６番（土居幸則）
　それでは、飯塚穂波線の開通後は、本市の生活環境等にどのような効果が生じると見込んでおられますか。また、市としてはどのように捉えているのか、お尋ねします。
○議長（城丸秀高）
　都市建設部長。
○都市建設部長（大井慎二）
　飯塚穂波線が整備されることにより、市街地を通過している交通の一部を市街地の外周へと誘導することで、市街地内の交通混雑の緩和が期待されるとともに、八木山バイパスへのアクセス向上により、本市西側エリアの活性化や福岡都市圏と筑穂地域を結ぶ広域的な交通ネットワークの強化にもつながるものと考えております。
　また、完成後は平常時の交通円滑化に加え、陸上自衛隊飯塚駐屯地にも近接していることから、災害時等の緊急輸送道路を補完する機能も見込まれており、既存の主要道路が通行できなくなった場合の代替ルートとして、道路ネットワークのリダンダンシーの確保の観点からも重要な路線であると認識しております。
○議長（城丸秀高）
　１６番　土居幸則議員。
○１６番（土居幸則）
　最後に意見ですが、今回の一般質問を通じ、県道飯塚穂波線が本市の将来交通を支える極めて重要な基盤であるにもかかわらず、また、事業着手から２０年以上が経過しているにもかかわら

ず、整備率が４割に満たない現状が明らかとなりました。道路整備には用地買収や地元調整など多くの困難が伴うことは理解しておりますが、地域の交通課題が年々深刻化する中、現状のペースでは、市民生活や産業活動に大きな影響が生じることを強く懸念しております。

特に、市街地の慢性的な渋滞、八木山バイパス周辺の交通環境の悪化、物流効率の低下など、本市が抱える交通課題は複合化しており、飯塚穂波線の早期完成は、もはや「望ましい」ではなく、「不可欠」な状況にあります。

さらに、災害時の代替ルートとしての機能、陸上自衛隊飯塚駐屯地との連携、広域交通ネットワークの強靭化など、防災・減災の観点からも、本路線の整備は喫緊の課題でございます。

蓮台寺工区では、トンネル工事を含む難易度の高い工程が続いており、地元調整の難航も理解しております。

しかし、事業主体である福岡県に対し、本市としてより積極的に働きかけ、調整支援を強化し、事業の加速化を図ることが求められております。市民の生活利便性向上、産業振興、西側エリアの発展を実現するためにも、行政として待つ姿勢ではなく、動かす姿勢が必要です。県道飯塚穂波線は本市の未来を左右する基幹道路であり、一日も早い全線開通を強く要望いたします。

市としても、県との連携をさらに深め事業推進に向けた積極的な役割を果たしていただくことを強く期待し、この質問を締めくくります。

それでは３つ目ですが、「高齢者介護施設について」お尋ねします。

介護の現状についてですが、介護施設の入所希望者が増える中、実際にどの程度の待機が生じているのかは、市民の不安や生活設計に直結する重要な情報です。しかし、施設ごとに状況が異なり、全体像が見えにくいとの声もあります。

そこで、市として主要な介護施設の入所希望者の状況をどのように整理し把握しているのか、特に、種類の異なる施設間での傾向の違いや待機が発生する背景について、行政としてどのように分析しているのかは重要だと思います。

そこで、介護の現状についてお尋ねします。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東　剛史）

介護施設入所につきましては、入所を希望される個人、ご家族と施設との契約となりますので、市の裁量によるものではありませんが、本市が把握をしております主要な居住系介護施設の市内の入所待機者数は、広域型の特別養護老人ホームが令和８年７月末時点で１０５人、その地域密着型が令和８年６月末時点で１２人、特定施設入居者生活介護施設が令和８年７月末時点で４人、その地域密着型が令和８年６月末時点で１人、地域密着型のグループホームが令和８年６月時点で１５人となっております。

○議長（城丸秀高）

１６番　土居幸則議員。

○１６番（土居幸則）

それではまた、入所待機期間が長期化しているとの声を市民から多く頂いております。市として平均的な待機期間などはどのように把握されているのか、お尋ねします。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東　剛史）

全ての施設からお聞きしたわけではございませんが、特別養護老人ホームでの待機期間といたしましては、約１年間から約４年間の待機期間があると聞き及んでおります。

○議長（城丸秀高）

１６番　土居幸則議員。

○１６番（土居幸則）
　入所待機期間が長期化しているこのような状態の中で、本市の高齢化率は既に３２％を超え、今後も高齢者人口の増加が見込まれます。
　こうした人口構造の変化を踏まえ、介護施設の整備の将来推計をどのように行っているのか、また、新たな施設の設置を考えているのか、お尋ねします。
○議長（城丸秀高）
　福祉部長。
○福祉部長（東　剛史）
　介護施設の整備の将来推計や新たな施設の設置につきましても、次期の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の中で検討してまいりたいと考えております。
　一方で、そこで働く人材がいなければ、施設運営も困難となりますため、介護人材を増やすための手だても必要となってまいります。また、新たな施設を設置いたしますと、給付額の増による介護保険料の増額が必要となります。施設の整備につきましては、総合的な判断の上、慎重に検討してまいりたいと考えております。
○議長（城丸秀高）
　１６番　土居幸則議員。
○１６番（土居幸則）
　策定されている次期の事業計画の中で、高齢者支援施策、介護保険施策として重点的に取り組まれる予定のものがあればお示しください。
○議長（城丸秀高）
　福祉部長。
○福祉部長（東　剛史）
　次期の事業計画につきましては、地域包括ケアの深化、認知症施策の推進、独居高齢者の孤立化防止、介護人材確保などの施策に重点的に取り組んでいくものとし、高齢社会対策推進協議会におきまして、ご審議いただいているところでございます。
○議長（城丸秀高）
　１６番　土居幸則議員。
○１６番（土居幸則）
　それでは、施設入所と在宅支援の役割分担をどのように整理し、地域包括ケアの中で位置づけているのか、お伺いいたします。
○議長（城丸秀高）
　福祉部長。
○福祉部長（東　剛史）
　地域包括ケアシステムは、高齢者が介護や医療が必要な状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援を一体的に提供する仕組みでございます。その中で、在宅支援につきましては、本人の有する能力を生かしながら、住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるよう支える役割を担っております。
　介護サービスの利用や、地域の見守り、医療との連携を図りながら、本人の自立支援と生活の質の維持向上を目指すものでございます。
　一方、施設入所につきましては、在宅介護の継続が困難となった場合の単なる受皿ではなく、常時介護が必要な方や認知症への専門的な対応が必要な方、家族による介護が困難な方などに対し、安心した生活を提供する重要な地域資源として位置づけておるところでございます。
○議長（城丸秀高）
　１６番　土居幸則議員。
○１６番（土居幸則）

それでは、高齢者の施設の入所についてですが、課題があればお示しください。
○議長（城丸秀高）
福祉部長。
○福祉部長（東　剛史）
通常、ケアマネジャーへの相談等により入所されておりますが、市や包括支援センターが相談を受けるケースにおきまして、高齢者または介護者の負担が限界に達してからの相談がございます。特に認知症高齢者の介護や老老介護、独居高齢者への支援におきましては、本人やご家族が在宅生活の継続に不安を抱えながらも、ぎりぎりまで在宅で頑張ってしまう状況が見られます。
しかしながら、施設への入所に当たっては、要介護度や身体状況だけではなく、本人や家族の意向、認知症の状況、医療的な必要性、施設の空き状況、費用負担などを総合的に勘案する必要があり、一定の期間を要しますことから、施設入所は在宅生活が破綻した後の最終手段ではなく、本人が安心して生活を継続するための選択肢の一つとして早期から検討することが必要となります。そのため、本市におきましては、早期相談につながりますよう、地域包括支援センターをはじめとした総合窓口の周知に努めておるところでございます。
○議長（城丸秀高）
１６番　土居幸則議員。
○１６番（土居幸則）
それでは次に、家族の負担や支援体制についてですが、入所遅延を含め、課題があればお示しください。
○議長（城丸秀高）
福祉部長。
○福祉部長（東　剛史）
本市では、地域包括支援センターや介護支援相談員の方々によります介護保険サービスの利用調整をはじめ、相談支援、介護者への情報提供、ショートステイやレスパイト入院等の活用により、家族介護者の負担軽減に取り組んでおるところでございます。
課題といたしましては、先ほど答弁いたしました支援につながる前に介護が限界に達するケースをはじめ、老老介護、仕事と介護の両立など、多様化する課題への対応となっております。
昨今、インターネットの普及などによりまして、必要な情報が簡単に得られる時代とはなっておりますが、利用できる制度や相談窓口が十分に知られていない場合もございますことから、必要な方へ適切に情報が届く取組が必要であると実感しているところでございます。
○議長（城丸秀高）
１６番　土居幸則議員。
○１６番（土居幸則）
それでは、低所得者への入所支援制度や減免制度がどの程度活用されているのか、また家族介護者への支援策が十分に機能しているのか、課題等があればお示しください。
○議長（城丸秀高）
福祉部長。
○福祉部長（東　剛史）
低所得で生計が困難である方などに対しまして、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割に鑑み、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とした社会福祉法人等への補助制度がございます。
令和７年度では延べ２０２件、２０名の方、おおむね１９７万円を、３法人に対しまして補助をいたしておるところでございます。
○議長（城丸秀高）
１６番　土居幸則議員。

○１６番（土居幸則）
　それでは、地域包括支援センターなどの相談窓口には、施設入所に関する相談が多数寄せられていると伺っております。相談件数の推移はどのようになっているのか、お尋ねします。
○議長（城丸秀高）
　福祉部長。
○福祉部長（東　剛史）
　施設入所に関する地域包括支援センターへの相談件数についてでございますが、施設入所のみでの分類をしていないことから、その件数については、把握はいたしておりません。
　なお、介護サービスに関する相談件数につきましては、令和５年度が２４１２件、６年度が２１４８件、７年度が２５１８件となっており、毎年度２千件を超える相談を頂いているところでございます。
○議長（城丸秀高）
　１６番　土居幸則議員。
○１６番（土居幸則）
　それでは、地域包括支援センターに寄せられる施設入所に関する相談内容の中で、特に多い課題、例えば施設選びが難しい、空き状況が分からない、入所までの流れが不明確など、具体的な相談の特徴があればお示しください。
○議長（城丸秀高）
　福祉部長。
○福祉部長（東　剛史）
　地域包括支援センターに寄せられています施設入所に関する相談につきましては、「施設の種類や役割が分からない」、「本人の状態に合った施設がどこなのか分からない」といった要介護認定の状況、医療的な対応の必要性、身寄りのない方への対応など、個々の事情に応じた相談が寄せられております。
　また、入所までの期間や空き状況、費用負担に関する相談のほか、在宅生活を続けるべきか、施設入所を検討すべきかといった生活の場の選択に関する相談もあっております。
○議長（城丸秀高）
　１６番　土居幸則議員。
○１６番（土居幸則）
　施設選択に関する情報不足が市民の不安や誤った施設選択につながる可能性があります。本市としてこの情報不足をどのように認識しているのか伺います。併せて、施設の特徴やサービス内容、費用、空き状況などを一覧化し、比較できるような情報提供の仕組みを整備することは可能なのか、市の見解をお示しください。
○議長（城丸秀高）
　福祉部長。
○福祉部長（東　剛史）
　ご本人やそのご家族の方またはケアマネジャーなどと相談しながら、施設選びを行っているものと認識いたしておりますが、施設を複数見学された上で、施設を選んでいただくとよいのではないかというふうに考えております。
　また、市のホームページにおきましても、介護保険制度についてご案内させていただいております。その中には、介護保険のサービス、介護サービスを利用するときの手順、地域密着型サービスの空き状況などを掲載いたしております。併せて、窓口に来られる市民の方につきましては、介護保険利用ガイドのパンフレットや、飯塚市内介護保険指定事業所等の冊子を活用し、案内をさせていただいております。
　また、介護施設の情報の一覧化・集約化につきましては、今後の課題として、先進地からの情

報などから、調査研究を行って検討してまいりたいというふうに考えております。
○議長（城丸秀高）
　１６番　土居幸則議員。
○１６番（土居幸則）
　それでは次に、入所後の生活・ケア体制についてですが、介護施設入所後の生活の質は、高齢者本人の安心と尊厳に直結する重要な要素であると考えております。施設入所につきましては、利用者と施設側との契約にはなりますが、本市として何か支援していることがあればお示しください。
○議長（城丸秀高）
　福祉部長。
○福祉部長（東　剛史）
　本市においては介護サービス相談員派遣事業を実施しており、この事業において市に登録され、一定の研修を受けた１２人の介護サービス相談員が、派遣を受け入れている市内の介護施設等を１か月に１回訪問し、利用者様やご家族の悩みや不安に耳を傾けながら、事業者や行政との橋渡し役として活動いたしております。
　お聞きした相談内容は、毎月報告書で市に報告され、また必要に応じて事業者とも共有し、関係機関が連携して介護サービスの質の向上に取り組んでおります。
○議長（城丸秀高）
　１６番　土居幸則議員。
○１６番（土居幸則）
　それでは次に、認知症高齢者の増加に伴い、専門的なケアの重要性が高まっていると思います。本市として認知症高齢者の支援体制や取組状況、今後についてお示しください。
○議長（城丸秀高）
　福祉部長。
○福祉部長（東　剛史）
　現在本市におきましては、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括支援センターや認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム等を中心に、本人やご家族への相談支援、医療・介護等の関係機関との連携、認知症に関する普及啓発などに取り組んでおります。
　また、共生社会の実現を推進するための認知症基本法の趣旨を踏まえ、認知症の方本人の意思や尊厳を尊重し、本人やご家族の視点に立った支援を進めることが重要であると認識いたしております。
　認知症施策につきましては、次期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画におきまして、認知症施策推進計画として位置づけ、これまでの取組を踏まえながら、関係機関との連携や相談支援、普及啓発等を推進し、認知症の方とそのご家族を地域で支える体制の充実を図ってまいります。
○議長（城丸秀高）
　１６番　土居幸則議員。
○１６番（土居幸則）
　独居高齢者は支援が届きにくく相談につながらないケースがあると聞いております。本市として独居高齢者の支援が届きにくいケースへの早期介入や地域との連携について、課題と改善策があればお示しください。
○議長（城丸秀高）
　福祉部長。
○福祉部長（東　剛史）

独居高齢者に限らず、支援が届きにくいケースに関しましては、課題が深刻化してから相談につながる場合が多くございます。また、相談につながったとしても、ご本人やご家族が支援の必要性を感じていない場合や、地域とのつながりが希薄になっている場合には、必要なサービスや制度につながりにくいという課題もございます。

本市におきましては、地域包括支援センターを中心に、民生委員、福祉委員等と連携し、見守りや相談支援を行っておりますが、今後はより早い段階で課題を把握し、高齢者やご家族との関係性を構築しながら、支援につながる体制の強化が必要となっております。

引き続き、地域における見守り体制の充実、関係機関との情報共有の強化、相談窓口の周知を進めますとともに、本人からの相談を待つだけではなく、積極的なアウトリーチ支援についても検討する必要があるというふうに考えております。

○議長（城丸秀高）

１６番　土居幸則議員。

○１６番（土居幸則）

介護施設入所に関する課題は多岐にわたります。それとともに総合的な支援体制の構築が不可欠です。本市として高齢者支援を総合的に進めるための体制が十分に整っているのか、お尋ねします。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東　剛史）

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域包括支援センターにおいて地域の関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス等の利用につなげる等の支援を行います。

今後も関係機関と協力・連携し、高齢者福祉に関する情報の集約、周知を継続して行いますことで、相談体制の充実を図ってまいりますし、引き続き次期の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定する中で検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（城丸秀高）

１６番　土居幸則議員。

○１６番（土居幸則）

それでは、地域包括支援センター、医療機関、介護事業者など、関係機関との連携強化に向けた取組や課題があればお示しください。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東　剛史）

本市では平成２７年度から、地域ケア会議の専門部会として、在宅医療・介護連携会議を定期的に開催してまいりましたが、平成３０年度からは二次医療圏域としての嘉麻市、桂川町を含めた２市１町の連携により、飯塚医師会に委託しております地域包括ケア推進センターの事業の一つといたしまして、継続的に実施しておるところでございます。

また、当該推進センターの事業といたしまして、拠点病院を中心としたブロック別地域包括ケアシステム推進協議会を開催し、在宅医療と介護の連携について、各地域における課題や問題点の抽出、グループワーク方式による意見交換に努めておるところでございます。

今後も２市１町の連携による広域的なスケールメリットを生かし、在宅医療と介護の連携をより一層深めていく必要があるというふうに考えております。

○議長（城丸秀高）

１６番　土居幸則議員。

○１６番（土居幸則）
最後に意見と要望になりますが、今回の質疑を通じて明らかになったのは、介護施設入所後の生活やケア体制が本人の安心と尊厳を守る上で極めて重要であるにもかかわらず、行政としての関与が市民に十分伝わっていないという点です。施設入所契約に基づくサービス提供であっても、利用者の声を把握し、必要に応じて施設と行政が連携して改善につなげる仕組みが不可欠だと思われます。入所後の不安や悩みを受け止める体制を強化し、生活の質向上に向けた行政の役割をより明確に示す必要があります。
また、認知症高齢者への支援は今後さらに重要性が増します。相談支援、医療・介護連携、啓発活動など、多面的な取組が求められておりますが、地域全体で支える体制の構築には、まだ改善の余地があるかと思われますので、それから共生社会の実現を推進するための認知症基本法の趣旨を踏まえ、本人の意思を尊重しながら、支援を進める姿勢をより強固にしていくことが必要です。
さらに、独居高齢者や支援につながりにくい方への早期介入は喫緊の課題です。相談を待つだけでは限界があり、地域とのつながりが弱い方にこそ積極的なアウトリーチが求められております。地域包括支援センターを中心とした見守り体制の強化、関係機関との情報共有の徹底が不可欠でございます。
最後に、医療・介護・地域の連携は高齢者支援の基盤であり、広域的な協議体の活用も重要です。多様な機関が連携し、地域ごとの課題を共有しながら支援体制を強化することを強く求め、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。
○議長（城丸秀高）
暫時休憩いたします。

午前１１時０４分　休憩

午前１１時１４分　再開

○議長（城丸秀高）
本会議を再開いたします。７番　藤間隆太議員に発言を許します。７番　藤間隆太議員。
○７番（藤間隆太）
藤間でございます。よろしくお願いします。初めに、災害により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、被災地での救援や復旧にご尽力されている皆様に深く敬意を表します。市民の皆様が安全に、そして、安心して暮らせる地域を守ることは、行政にとって大切な役割でございます。そのためには、災害への備えとともに、日々の暮らしの中にある身近な課題にも着実に対応していく必要がございます。
こうした観点から、通告にしっかりと従いまして、質問いたします。質問の順番ですが、まずはインフラ関係の管理不全の空き家・空き地への対応、農業集落排水事業を先にさせていただきます。
まず、１つ目の質問でございます。空き地への対応について、お尋ねいたします。現在、相続が放棄されている、または、所有者が不明となっている空き地が管理不全に陥っており、多くの問題が生じているのではないかと思います。
本市において、管理不全になっている空き地が多々存在しているとは認識しておりますが、行政としてどのような対応ができるのか、確認させていただきます。
○議長（城丸秀高）
市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）

空き地からの雑草等に起因する生活環境に関する苦情・相談が寄せられた場合につきましては、現地確認を実施し、関係法令に基づいて所有者等に対し、適正管理を依頼しているところでございます。また、所有者、占有者、管理者が不明な場合につきましては、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法など他法令での対応につきましても、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

７番　藤間隆太議員。

○７番（藤間隆太）

ただいまの答弁で雑草という話がございましたが、当然、雑草の問題も深刻でございますが、中には、木が大木になってしまって隣の家まで行ってしまっている。そういったケースもございまして、空き家問題と同じく空き地問題についても、様々な問題が発生しているところでございます。

現在、今おっしゃっていただいた所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づいて、代執行ができたり、管理命令を申し立てたりですとか、飯塚市ではこういったところについては実績がないとお伺いしております。やはり、初めての制度活用、手続や判断に難しさがあることは理解しております。

一方で、こちらに実際に取り組むことで見えてくる課題、蓄積できる経験もあるかと思っておりまして、空き家に関しては、もう飯塚市でも他の自治体でも様々蓄積がある一方で、この空き地につきましては、法改正が最近あって予算もあまりついていませんし、実績も薄いので、ここはぜひ１件、２件対応いただく中でノウハウを蓄積いただければと思っております。

やはり、こういった問題は勉強会に行ったり、資料を見てもなかなか進めていく中での知識・経験の蓄積が多くございますので、ぜひ目の前の空き地問題、今困っている方は市役所にも複数声が寄せられていると思いますので、まずは１件ご対応いただく中で経験とかやり方を蓄積いただければと思っておりますが、この点いかがでございましょうか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

ただいま議員がご指摘の点でございますけども、様々な部署が関連することから、実施に向けて調査検討してまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

７番　藤間隆太議員。

○７番（藤間隆太）

ぜひ、よろしくお願いいたします。

次は、固定資産税が滞納となっている物件の差押えについて、お伺いさせていただきます。この質問の趣旨ですけれども、空き地ですとか空き家の中でももう１０年、２０年お支払いがなくて、もう誰も使っていない、誰も管理していない、誰も固定資産税を払っていない、そういった物件がやはりございまして、そういった物件の差押えについて、お伺いできればと思っております。

まず、ご質問としては一般論として、一定期間固定資産税が滞納となっている物件の差押えについて、お伺いできればと思います。

○議長（城丸秀高）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

固定資産税が未納となっている納税義務者に対しましては、ほかの市税滞納者と同様に法令に基づき督促・催告を実施し、それでも納付がない場合には、預貯金や給与、不動産等の財産調査

を行います。その上で、差押えなどの滞納処分を法令に基づき行っております。まずは、預貯金や給与を優先的に差押え、おおむね滞納２年目に入った段階で不動産を差し押さえる場合がございます。
○議長（城丸秀高）
　７番　藤間隆太議員。
○７番（藤間隆太）
　その中でも住民の周辺環境、生活環境に影響を及ぼすような空き地・空き家という観点からご質問申し上げたいと思いまして、行政としてこの空き地・空き家問題、いろいろ解決策をお話しいただきましたけれども、解決に至らないことも多々あるのではと推察いたします。特に相続人がいない場合、こういった相続人がいない財産の活用を図る方法として、結局、空き地・空き家に関して所有者が分からない、相続人も分からなくなっているというと、これを誰が売るのかというところがございます。この点において、財産管理制度というのがございますけども、この財産管理制度について、ご説明お願いできますでしょうか。
○議長（城丸秀高）
　都市建設部長。
○都市建設部長（大井慎二）
　ご質問の財産管理制度につきましては、所有者等の状況に応じて対応できる制度がございます。空き家等対策における財産管理制度の主なものといたしましては、「相続財産精算制度」と「不在者財産管理制度」の２つが挙げられます。
　具体的には、被相続人が亡くなり相続人がいない、または全員相続放棄した場合は「相続財産清算人」、所有者が行方不明の場合は「不在者財産管理人」を利害関係者の申立てにより家庭裁判所が選任いたします。選任された清算人及び管理人は財産の調査、管理、債務清算などを行うとともに、必要に応じて家庭裁判所の許可を得た上で、売却や解体といった処分につなげることが可能となり、空き家等の適正管理や解消につながる場合がございます。
　なお、財産管理人等の選任請求権は、民法上、利害関係人に限定されておりますが、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正により市町村長も選任請求が可能となっております。
○議長（城丸秀高）
　７番　藤間隆太議員。
○７番（藤間隆太）
　皆様、今の答弁が分かりましたでしょうか。非常に難しくて現実問題として、隣の空き地・空き家は誰が持っているか分からないみたいな、市民感覚だと今の手続がかなり難しいというのが現実でございます。そういった中で、こちらは家庭裁判所への申立ては市町村長ができるとそういったふうに法律上なっておりますが、これはどういった場合に我々は、飯塚市長にそういった手続をさせることができるのか、ご説明をお願いできますでしょうか。
○議長（城丸秀高）
　都市建設部長。
○都市建設部長（大井慎二）
　空き家等につきましては、第一義的に所有者等による適切な管理が原則でございますが、所有者が不明である場合や相続人が存在しない場合、相続人全員が相続放棄している場合など、所有者等による管理が困難となるケースがございます。このような場合、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、市町村長は、空き家等の適切な管理を図るため特に必要があると認めるときは家庭裁判所等に対し、先ほど申し上げましたが、相続財産清算人や不在者財産管理人などの選任を請求することが可能となっております。
　一方で、これらの制度は市が申立てを行えば直ちに空き家の解決が図られるというものではなく、個々の空き家の状況や所有者、相続人の調査、周辺の影響などを踏まえ、制度活用の必要性

を判断する必要がございます。
　また、申立てに関しましては、管理人の報酬等に充てるための予納金の納付を求められる場合があり、案件によっては相当額の負担となるほか、管理人の選任後も財産調査や公告、精算手続等を得る必要があり、解決まで一定の期間を要するなど、費用面や手続面での課題がございます。
　本市といたしましては、まずは、所有者等への働きかけを基本としながら、所有者等による対応が困難で周辺の生活環境への影響が大きい案件につきましては、先進自治体の事例などを参考にしつつ、財産管理制度などの法的制度の活用も含め、適切な対応を検討してまいりたいと考えております。
○議長（城丸秀高）
　７番　藤間隆太議員。
○７番（藤間隆太）
　ただいま先進自治体をご参考にしていくという答弁がございました。こちらについては、実は我々飯塚市が先進自治体にならなければいけないのではないかと思っております。
　例えば、お金がかかる施策ですと、やはり財政が豊かな自治体からやっているケースでございますけれども、やはりこの空き家問題、福岡市あるいは東京２３区のようなお金がある自治体が進んでいるかというと、やはりこの空き地・空き家問題、苦しんでいるのはそういった大都市もありますけれども、我々筑豊地方のような一般市でございます。ぜひ、我々がほかの自治体の参考になるような市であるべきだと思っております。
　その上で、先ほど所有者による対応が困難で周辺環境への影響が大きい案件についてでございます。今おっしゃっていただいた周辺環境への影響が大きいというのは、具体的にどういう状況を想定しているのかお伺いできればと思います。例えば、倒壊のおそれ、建材の飛散、樹木の越境、雑草が非常に生え過ぎている。それに伴って、害虫が発生している、あるいは家財不法投棄のおそれ、通学路・道路への影響、様々な要素が考えられますけれども、この判断基準とか優先順位がないと現場が対応しづらいんじゃないかなと思っておりまして、本市の見解をお尋ねいたします。
○議長（城丸秀高）
　都市建設部長。
○都市建設部長（大井慎二）
　ご質問の周辺の生活環境への影響が大きい案件につきましては、所有者等による自主的な管理や対応がなされてない空き家で、その状態が周辺住民及び通行者等の安全や生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものを想定しております。具体的には、質問議員が言われますとおり、建築物の老朽化により倒壊のおそれがあるもの、屋根材や外壁等の飛散により周辺へ影響を及ぼすもの、樹木の繁茂や雑草の放置により道路等へ影響を及ぼしているもの、害虫の発生や不法投棄、火災発生の危険性が高いものなどが考えられます。また、判断に当たりましては建物の状態だけでなく、当該建物が通学路や生活道路に面しているのか、周辺住民への影響の程度、所有者等による対応の可能性など個々の状況を総合的に勘案して、優先順位も含めて判断が必要だというふうに考えております。
○議長（城丸秀高）
　７番　藤間隆太議員。
○７番（藤間隆太）
　まず前提として、空き地・空き家問題、現場の職員も本当に頑張ってらっしゃると思います。やはり、我々議員のところにはこういう点で何か解決してもらえなかったみたいな形で届くことが多いんですけども、実際にいろいろ話を聞いていくと本当によくしていただいて、粘り強く手紙を出していただいたり、交渉していただいて、ようやく木とか樹木を切っていただけたと様々なお話をお伺いしております。

ただですね、こういった問題は、個人芸として個人の情熱とか努力で頑張る部分もあれば、一定こういう場合はこうしようとそういったルールづくりをすることによって個人の負担も解決できますし、あるいは、例えば、市民の方が直接行った場合と議員の方が行った場合と、これは本来、優先順位が変わるべきじゃないと思っております。なので、仮に対応が難しいとしても、飯塚市の基準からすれば、こちらは優先順位が高いのですぐやりますとか、ちょっとこちらに関してはまだ緊急性と安全性を考えると、申し訳ございませんが待っていただきたいですとか、そういった基準づくりが非常に大事だと思っております。

その上でもう一つ、財産管理制度を改めてお伺いさせていただければと思うんですけれども、やはりこの制度を知っているだけだとなかなか解決につながりづらいという中で、例えば、飯塚市としては所有者が不存在または所在不明であること、周辺住民への影響が一定以上あること、通常の行政指導では解決できないといったこの財産管理制度に関しても、案件をゼロからやっていくのではなくて、一定の基準とか対応フローを定めていくことが必要なんじゃないかと思いますが、こちらいかがでしょうか。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

質問議員が言われますとおり、制度の活用に当たり、案件ごとにゼロから判断するのではなく、一定の基準や対応フローをあらかじめ定めておくことは、担当職員の主観に頼らず業務を円滑に進める上で有効と考えられます。

現時点におきましては、財産管理制度の利用に向けた独自の判断基準を設けているものはございませんが、今後の制度活用を円滑に進めるためには、あらかじめ確認すべき事項や基準、庁内の検討手順を対応フローとして整理しておくことは重要であると考えております。

今後はこのような視点も踏まえながら、調査研究に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

７番　藤間隆太議員。

○７番（藤間隆太）

やはりこの問題ですね、現場に行くと本当に大変そうなんですね。ご自宅から隣の家の大木がはみ出してきて草木が落ちていって掃除も大変で虫も来る、こういったご自宅、本当に飯塚市に多くございます。その上で、これは私の意見とまたご質問になるんですけれども、やはり、空き地・空き家対策に関しては、誰がこれを管理するのかという選任を裁判所に申し立てるというのも解決の一歩になりますので、これを直ちにつくってくださいという話ではございませんが、やはり今後、問題を解決していくに当たっては制度の要件、費用、手続をしっかりと調べていただいて、必要な場合にはできるようなご対応を飯塚市としてご準備いただきたいと思っております。さらに、国土交通省が指導といいますか、自治体に対して要望を出しておりまして、所有者不明の土地について、自治体が地域の実情に応じた判断基準を設けた上で対応してくださいと、そういった基準を示しております。

本市におきましても、今おっしゃっていただいたところとかぶりますが、通学路、幹線道路に面していて多くの人が影響を受けるとか、隣接の住宅への被害、あるいは被害のおそれがある。そういった様々な項目を点数化するなどとして、対応の優先順位を決める基準を、これもどこかの段階でつくるべきだろう。あるいは国土交通省としても、各自基準をつくってくださいという話がございます。この点、重ねた質問で恐縮でございますが、ぜひ中長期的に検討いただきたいと思うんですが、いかがでございましょうか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

ただいまの議員のご提案のように、周辺への影響や危険性を踏まえまして、対応の優先順位を明確にすることは重要な視点であると認識しております。点数化を含めた基準の在り方につきましては、地域の実情や個々の土地の状況などを踏まえ、本市に適した方法を考えていく必要があると考えております。

○議長（城丸秀高）

７番　藤間隆太議員。

○７番（藤間隆太）

今、議論させていただいたのが個々の物件の危険度という話ではございますが、それと同時に、国は自治体に対して「所有者不明土地対策計画」を作成してくださいと、そういった指導がございます。所有者が分からない土地は所有者の調査に時間もかかりますし、対応が長期化してまいります。その間に、雑草が茂っていって周辺住民の生活環境への影響が続いていくおそれがございます。やはり計画の策定を通じて、市内の土地の状況や課題を把握するとともに、先ほどご答弁で様々な部署が関わっていますと、本当に複合的な問題でございますので、関係部局の役割調整、対応の優先順位、法的制度の活用の際の考え方を整理していただきたいと思っております。

市民から相談が寄せられた際に、どの部署がどういった手順で対応するのか、現状も様々役割分担いただいておりますが、法的手続になってくるとより複雑になってまいりますので、そこも整理いただければと思っております。

市民の不安や生活上の支障の改善につながるような計画となるよう、ぜひ、関係部局にご対応いただきまして、先ほど申し上げた所有者不明土地対策計画、こちらに取り組んでいただきたいと要望させていただきますが、ぜひお願いできますでしょうか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

市民の皆様の不安軽減に向けて、関係部局の役割や対応手段を整理し各制度への理解を深めていくことは重要であると認識しております。計画の策定につきましては、ご提案の趣旨を受け止め、本市の実情や課題を踏まえて、その必要性や在り方を考えることが大切であると考えております。

○議長（城丸秀高）

７番　藤間隆太議員。

○７番（藤間隆太）

こちら、ぜひともよろしくお願いします。最後に意見を申し上げるところでございますが、「ぜひともお願いします」以外に本当にコメントがございませんので、なかなか大変なことは重々分かっておりますが、計画の策定、一個一個の案件についても、これまでやってきたご対応に加えて、本来はこういった空き家、空き地問題は民間と民間の関係ではございますが、法律がどんどんできているのを鑑みますと、やはり、国とか行政も関わっていかなければいけない問題。そういうふうに法改正が進んでいる中で、行政ができる手段が少しずつ増えていっておりますので、ぜひ調査研究のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、農業集落排水事業、こちらをご質問させていただきます。

まず、農業集落排水事業の現状、使用料及び施設の維持管理における課題と今後の方向性について、事業の概要をお伺いできますでしょうか。

○議長（城丸秀高）

経済部長。

○経済部長（林　利恵）

まず、事業の概要としてお答えいたします。本事業は内野地区における生活環境の改善と農業用水の水質保全を図ることにより農作物の生産活動を強化し、併せて下流の公共水域の水質保全

に寄与することを目的として、し尿及び生活雑排水の汚水を集中処理する農業集落排水処理施設を旧筑穂町において整備しており、本市の汚水処理構想における手法の一つとして実施しているものでございます。
○議長（城丸秀高）
７番　藤間隆太議員。
○７番（藤間隆太）
続きまして、現状の課題についても、お伺いしてもよろしいでしょうか。
○議長（城丸秀高）
経済部長。
○経済部長（林　利恵）
本事業の課題といたしましては３点ほど挙げられます。
まず１点目として、施設の老朽化ということでございます。当該施設は平成１３年の供用開始から２５年が経過しており、老朽化が進行していることから長期的な施設維持には課題がございます。
２点目は、事業採算性が低下していることでございます。接続戸数及び接続人口が伸び悩んでいるために、使用料収入で維持費用を賄えず、赤字補填分を一般会計から繰り入れる状況が毎年度続いており、事業の経営基盤が脆弱となっております。
３点目は、国からの要請でございます。平成２７年以降、国は地方公共団体に対しまして、公営企業会計を適用していない下水道事業などについて、令和１０年度末までに公営企業会計へ移行することを求めており、独立採算の原則に基づく経営基盤の強化に取り組むよう、要請がなされているところでございます。
○議長（城丸秀高）
７番　藤間隆太議員。
○７番（藤間隆太）
まず、質問の前提としまして、こちらいろいろな方からお話をお伺いしましたが、執行部の皆様、現場で様々ご説明されていたり、コミュニケーションを取られて丁寧に進めていただいているものと認識しております。その上で、今ご答弁がありました課題は、特に国からの要請に対して、どのような検討を行い、取組を行っているのか、お尋ねさせていただきます。
○議長（城丸秀高）
経済部長。
○経済部長（林　利恵）
国からの要請に対する対応につきましては、安定的な汚水処理サービスを提供し、市全体の汚水処理事業を一体的に進めるという観点から企業局と協議を重ねてまいりました。その中で、公営企業会計の適用を含め今後の処理施設の管理運営等の在り方について精査を行いました結果、現状のまま運営を継続した場合には、多額の一般財源による赤字補填が必要となること。また、公営企業会計を適用し、補填することなく施設を継続する場合には、施設使用料の大幅な増額が避けられないことから、施設の廃止及び代替措置を含めて、利用者の皆様との協議が必要であるとの結論に至りました。
こうしたことから、使用料を増額して施設を存続させる存続案と、施設を廃止し、代替措置として各世帯に合併処理浄化槽を設置する廃止案の２案をお示しし、令和７年２月に施設をご利用いただいております３つの自治会におきまして、住民説明会を開催いたしました。
説明会では、いずれの案に対しましても特段の賛成、反対のご意見がなく、結論には至りませんでしたので、利用者の費用負担及び市の財政負担がより少ない廃止案につきまして、まずは全接続世帯に浄化槽の設置が可能であるかどうか、現地調査を実施させていただきたい旨のお願いを申し上げておりました。

その後、令和７年５月までに各自治会長様から総意として、調査の実施に賛成するとのご報告を頂きましたので、現在、浄化槽設置可否調査を実施しているところでございます。

調査終了後は、関係自治会に結果をご報告申し上げ、改めまして当施設の在り方について、協議させていただきたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

７番　藤間隆太議員。

○７番（藤間隆太）

次に、公営企業会計の移行後、仮に独立採算を前提としまして必要な経費を全て使用料で賄うことにした場合、年間１人当たりの使用料はどの程度になりますでしょうか。現在の負担額と比較して月額で何倍程度の負担になるのか、お示しいただければと思います。

○議長（城丸秀高）

企業局次長。

○企業局次長（上野恭裕）

公営企業会計への移行後は、独立採算の原則が適用されるため、必要な事業費用は使用料等の事業収入で賄うこととなります。施設を継続する場合、今後必要となる費用を把握するため機能診断調査の実施と最適整備構想の策定を行い、事業全体の収支の長期的な見込みである投資財政計画を作成し試算を行っております。

その結果、公営企業会計へ移行して施設を継続した場合、計画期間内における１人当たりの年間の施設使用料は約８万５１４０円となる試算です。これは令和５年度の実績額２万５１６円と比較いたしますと、約４．１倍の負担となる見込みとなっております。

○議長（城丸秀高）

７番　藤間隆太議員。

○７番（藤間隆太）

少し複雑な話になってきたかなと思うので、一旦、簡潔に整理させていただければと思っております。内野地区に関しては、各家庭の生活排水を共同で処理しております。しかし、施設が老朽化し使用料だけでは費用を賄えず、市が毎年不足分を補っております。

また、国からは、令和１０年度までに収支や試算を明確にする公営企業会計へ移行して、経営を改善してくれとそういったように求められております。

そういった中で今の施設を使い続け、市の負担なしで必要な費用を全て使用料で賄う場合、今おっしゃっていただいた４．１倍、１人当たり月換算で現在の１７００円から７１００円になってしまうと。

そこで、飯塚市としましては負担を抑える方法として、共同施設を廃止し各家庭に合併処理浄化槽を設置することで、今後の生活排水を適切に処理しながら住民と市の負担をどう抑えるか、そこの検討をされているというところで理解しております。

そこで、合併処理浄化槽への切替えの実現可能性、必要な費用について、お伺いできればと思っております。使用料がやはり４倍近くになってしまうと、住民の生活への影響が非常に大きいのでなかなか現実的ではないかなと思っております。大幅な料金上昇を避けるために合併処理浄化槽への転換というお話を頂戴いたしましたが、これは実際可能なのかとか、転換した場合どのような事業費、維持管理費、この辺りの数値をお伺いしてよろしいでしょうか。

○議長（城丸秀高）

企業局次長。

○企業局次長（上野恭裕）

農業集落排水から合併処理浄化槽への転換につきましては、現在、農業集落排水に接続されている全ての世帯や、事業所を対象に浄化槽設置の可否に関する調査を実施しているところでございます。今年度中に現地測量及び調査を行い、そこで見いだされた問題点や課題を整理する必要

がありますが、合併処理浄化槽へ転換することは可能であると考えております。
　また、合併処理浄化槽を設置した場合の維持管理費につきましては、１人当たりの年間維持管理費は約２万８９８２円となる見込みとなり、令和５年度の実績値である２万５１６円と比較いたしますと、約１．４倍の費用となる見込みでございます。
○議長（城丸秀髙）
　７番　藤間隆太議員。
○７番（藤間隆太）
　既存の設備を使っていきますと事業費が大幅に上昇するのであれば、合併処理浄化槽への転換というのを具体的に調査研究を進めるのがよろしいかなと思っている中で、このお話の前提として、公営企業会計への移行に伴って一定程度の住民負担の増加が避けられないということでございましたが、この負担増について、法令上あるいは国の制度上避けることができないのか、改めて確認させてください。
○議長（城丸秀髙）
　企業局次長。
○企業局次長（上野恭裕）
　国からの要請につきましては、地方自治法第２４５条の４第１項に基づく、技術的助言、国からの助言、支援に位置づけられるものであり、直接的な法的拘束力を持つものではございません。
　本事業におきましては、国の要請に基づき、原則として令和１０年度までに公営企業法を適用することを求められていますが、例外として、今後継続を見込まない事業につきましては、この限りではないとされております。仮に施設の継続を選択した場合には、独立採算の原則を適用するため負担増は避けられないものと考えております。
○議長（城丸秀髙）
　７番　藤間隆太議員。
○７番（藤間隆太）
　最後に意見を申し上げたいと思っておりまして、やはり制度上、一定の負担をお願いするような背景事情については理解いたしました。ただし、内野地区の皆様からすれば、自分の地域が、いきなりというと言葉は変で、様々なご説明があったものの、一定期間内で処理負担の費用が上がってしまうというふうに考えると、やはり中には不公平感を感じる方がいらっしゃるかと思いますので、ぜひ今後も引き続いて、丁寧なご説明をお願いできればと思っております。
　やはり、飯塚市としても様々な背景がある中で、一つの地区に対して一定の負担をお願いすることになっているという背景を踏まえますと、やはり今後の処理の方法、負担の在り方について、内野地区の住民の意見、要望を十分に聞きながら、可能な限り負担を抑える方法をご検討いただければと思っております。その上で、内野地区の生活環境の改善や地域振興につながる施策についても併せて検討いただきたいと思っております。負担をお願いするだけではなく、地域に対して必要な投資もしっかり行っていく。そのような姿勢を示していただけないでしょうか。
○議長（城丸秀髙）
　企業局次長。
○企業局次長（上野恭裕）
　今後の処理方法や負担の在り方につきましては、住民の皆様のご意見や要望を丁寧に伺いながら、これまで住民の皆様との対話を重ねてまいりました。住民の皆様に負担をお願いするだけではなく、地域に必要な整備や支援にも取り組む姿勢が大切であると考えております。
○議長（城丸秀髙）
　７番　藤間隆太議員。
○７番（藤間隆太）
　改めまして、住民の皆様と対話を重ねて、丁寧なご説明をしてくれた担当職員の皆様に感謝申

し上げます。汚水処理をはじめとする生活インフラは、市民の健康と安心、そして地域の環境を支える大切な基盤でございます。日々の維持管理や住民の皆様と向き合う地道な活動の積上げが、私たちの当たり前の暮らしを支えております。ぜひとも今後も住民の皆様の声を大切にしながら、地域の将来に対する取組を進めていただければと思いまして、こちらを私の意見とさせていただきます。

次に、最後の質問でございます。自治会問題について、お伺いさせていただきます。こちら、同僚議員から２つ質問が出ておりますので、既に出た議論については、省略しながらお話させていただければと思います。

まず、今後の自治会の在り方についてお伺いの前に、やはり、私たちの暮らしの安心というのは、地域の皆様の地道な活動に支えられておりまして、ご自身の時間を割き、地域の方のために力を尽くしてこられた自治会のみならず、地域の方々に敬意と感謝を申し上げます。

さて、この自治会問題の一端をご理解いただくために、少し問題提起といいますか、小話風に今の自治会がどうなっているのかというのをお話しさせていただければと思います。

例えば、ある地域に武井さんという方が引っ越してこられました。自治会の役員は勧誘しに行くわけですね。「武井さん、引っ越して来られたんですね。自治会への加入はいかがでしょうか。」

そうすると、「自治会に入ると、どんないいことがあるんですか。」

「そうですね、地域の方と様々な交流もございますし、地域での活躍の場も広がってまいります。」

そうすると武井さんは、「それはいいですね。」と聞くわけです。

さらに自治会の方が重ねて、「最近ですね、会員の数が減っておりまして、ますます広がっているものがあるんです。」

そうすると、「会員の数が減っているのに何が広がっているんですか。」

このお答えが、「会員の数が減りまして、１人当たりの草刈りの担当面積が広がっております。」

これはちょっと今、小話風に申し上げましたが、これがまさしく自治会問題の本質でございまして、自治会加入率が減っていく、担い手は減る、けれども仕事は減りません。むしろ地域の方々が、空き家が増え、高齢化し、地域課題が増える中で担い手が減っていく。そうすると、今申し上げたように、会員の数は減るけど仕事が増える。これが自治会問題の大きな問題だと思っております。

その上で、１個目の質問でございますが、この自治会の抱える課題について、どのようにお考えでございましょうか。

○議長（城丸秀高）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

まず、質問議員が言われました課題ということで、まず第１に、先ほど言われました自治会加入率の低下が挙げられます。本市の自治会加入率は令和８年５月現在で４５．２４％となっております。このまま自治会加入率が低下していけば、自治会としての機能が果たせなくなり、防犯・防災活動、こども・高齢者の見守り活動、地域の環境美化等の活動も衰退していくことが予測されます。

次に、課題としまして役員の高齢化と担い手不足が挙げられます。自治会員及び役員の高齢化が進んでおり、自治会長を含めた役員の成り手がいない自治会もございます。また、高齢のため役員になることができないということが脱会につながるケースもあると聞いております。

最後に、人と人とのつながりの希薄化が挙げられます。市民の価値観やライフスタイルの多様化などによりまして、住民同士のつながりや共同生活の必要性を感じていない方が増えつつある

ことが、自治会未加入者及び脱会者が増加している要因と捉えております。
○議長（城丸秀高）
　７番　藤間隆太議員。
○７番（藤間隆太）
　おっしゃっていただいた高齢化の問題に加えまして、飯塚市に引っ越していただく方が多い「社会増」を達成いただいてはおりますけれども、これは飯塚市全体で見たときの社会増であって、やはり地域によってはどんどんこの地域から人が出ていく。人が新しく住んだとしても、もともと狭い土地なんで２個の敷地で１個の家を建てるとか、なかなかこれからも現実的に地域が若返って人が増えていくというのは難しい地域、当然ございます。これはもう日本の人口自体が減っていくのでそういったところについても解決するというよりは、どう対処していくかというのが重要だと思っております。
　その上で、同僚議員のご質問の中で防犯灯の電気代に関する補助の話がございました。こちらはぜひ前向きに進めていただければと思いまして、やはり自治会加入率が半分になる中で、半分の方がお金を払って明るさを維持していくと。この恩恵を受けるのは全員でございますので、やはり不平等感がある中で、そちらのご検討については、ぜひ進めていただければと思っております。
　その上で、現在、自治会加入率が５０％を切る中で、自治会業務のうち地域の美化など、そういった業務を一部でも市が担うことはできないんでしょうか。
○議長（城丸秀高）
　市民協働部長。
○市民協働部長（小川敬一）
　質問議員が言われます地域環境美化と自治会加入率が５０％を下回っている状況において、市がそういう部分を担えないかというご質問でございます。当然、自治会加入率が低下すれば自治会機能そのものが果たせなくなります。自治会に担っていただいております防犯灯の管理や環境美化活動は維持できなくなる懸念がございます。防犯灯の電気代、公園や道路沿いの草刈り、地域美化活動などは特に公共性が高く、自治会加入者のみが負担することに不公平感があることは、市としても認識いたしております。現在、自治会連合会の理事で構成されております自主防災部会におきまして、電気代に関する補助制度について、協議検討を行っております。
　一方で、本市の財政状況は極めて厳しい状況であり、公園や道路沿いの草刈り、地域美化の費用を行政が全て負担することにつきましては、現時点におきましては厳しいと考えております。
　しかしながら、市としましては、市と自治会が相互に理解し、尊重し合いながらそれぞれの役割と責任を明確にする中で段階的な支援の在り方、これにつきまして研究を行っておりますので、今後も引き続き、検討してまいりたいと考えます。
○議長（城丸秀高）
　７番　藤間隆太議員。
○７番（藤間隆太）
　私、事前の協議でも本日も全部ご負担をお願いするという話は一切したことがございません。やはり、美化活動とかそういった中でも外注とか費用がかかる一部に関しては、これは公益性というか、地域を美化し防犯していくという行政の役割なので、これは全部という話ではなくて、やはり一部をやっていかなければいけないのではないかというご質問でございまして、こちらいかがでございましょうか。
○議長（城丸秀高）
　市民協働部長。
○市民協働部長（小川敬一）
　先ほど答弁させていただきましたけど、今質問議員が言われます全部というのは、非常に難し

いという部分は認識いたしております。一部ということでございますので、その点につきましても先ほど答弁させていただきましたけど、研究しておりますので、引き続き、検討を重ねていきたいと考えております。
○議長（城丸秀高）
　７番　藤間隆太議員。
○７番（藤間隆太）
　よく自治会の話で防犯灯の話が上がりますけれども、例えば、私が聞いた幾つかの話の中では、排水の掃除に関しても、なかなか高齢化していく中で人手が大変だし、外注すればお金がかかるという問題を聞いております。防犯灯であれば１か所が切れたらそこが暗くなってしまう――のみというと変ですけれども。
　一方で、排水口の場合は１か所が詰まれば全部詰まってしまうので、こちらに関してもやはりいろんな問題があり、自治会加入者が減れば会費も減りますし、高齢化すれば人手も減るという中で、やはり最低限の地域環境というのは行政の責任としてやっていかなければいけないんじゃないかと思っております。
　改めてでございますが、まず、防犯灯に関しては様々な不公平感について、市は受け止めているとおっしゃっておりました。
　一方で、同じようなことが地域の清掃、草刈り、公園の美化についても言えるのではないでしょうか。自治会に加入していない住民も当然その恩恵を受けております。この点について、市としてはどういう認識、あるいはどういったご意見を頂戴していますでしょうか。
○議長（城丸秀高）
　市民協働部長。
○市民協働部長（小川敬一）
　質問議員が言われますとおり、防犯灯の管理、電気代の負担以外には自治会加入者のみが、先ほど来言われます地域の清掃や草刈り、環境美化活動などについても担っておられるということについては、自治会加入者と未加入者の関係性におきましては不公平感があるという形のお話は様々な場面でご指摘を頂いておりまして、我々としましても認識いたしております。先ほど、答弁させていただいておりますが、防犯灯の管理、電気代の負担等も含めまして、先ほど来、質問議員が言われます公共性が高い部分の自治会に担っていただいている活動につきましては、先ほど来話しましたように、今研究を行っていますので、それについては引き続き、自治会が末永く維持できるような検討をやっていきたいと思っております。
○議長（城丸秀高）
　７番　藤間隆太議員。
○７番（藤間隆太）
　やはりこれはもう重ねての問題提起でございますが、この自治会加入率が５０％を下回っている状況において、今後もさらに自治会加入率が低下していった場合、現在と同じように自治会に防犯灯も、こちらはご検討いただいておりますが、環境美化などを担っていく仕組みを維持できるとお考えでございますか。冒頭の小話、あまり受けませんでしたが、人は減っても仕事が変わらないどころか、地域が衰退していくと仕事量が増えてしまいます。１人当たりの草刈り面積はますます増えております。この点いかがでございましょうか。
○議長（城丸秀高）
　市民協働部長。
○市民協働部長（小川敬一）
　質問議員が言われますとおり、その点については認識いたしております。今後、それについても、先ほど来答弁していますけど、自治会の維持に向けた取組について考えていきたいというふうに思っております。

○議長（城丸秀高）
　７番　藤間隆太議員。
○７番（藤間隆太）
　やはり、地域環境の維持は地域の力が大事だなと思うところがございます。例えば、全くの第三者が空き地とか空き家とかの草木に関して対応しようと思ったときに、持ち主が分からないと、やはり最低限切るぐらいしかできないんですけども、例えば、地域の方で、これは○○さんのところで、もうご高齢で動けないから、もうこれ下から切っちゃうかみたいな形で、もちろんコミュニケーションを取った上で、やはり、この持ち主が誰か分かっているか、分かってないかですとか、ここ○○さん、ちょっとサボっているけど、お願いしたらやってくれるとか、やはり、地域内で顔の見える関係だからこそ維持できる環境美化というのがあると思っております。
　おっしゃるとおり、一部、これは飯塚市ではございませんけれども、自治会の加入率が減っていく中で、この自治会不要論みたいなものも出ている地域がございますが、飯塚市としては今までどおり、今、地域を担っていただいている自治会をどういうふうに活用、あるいは活用というと変ですけども、ご支援していただくか、そういったところが大事かと思っております。
　もうこちらに関しても様々お伺いしていますので、改めて聞くというよりはもう意見として出させていただきますが、やはり、自治会加入率が５０％切っている。半分の人が、みんなが使う公園、みんなが使う電気、みんなが恩恵を受ける環境を維持するというのが、これは普通に考えると無理があるなというところでございます。
　例えばお祭りとか、そういったものに参加する方はご自由に、とかでしたらまだ分かるんですけれども、みんなが平等に恩恵を受けるインフラに関して、やはり半分の人間で１人分を出して担っていただくところの不公平感、もうこれ極めて合理的といいますか、まあ人間そうなるだろうと思うところがございますので、ぜひともご支援の在り方を継続的にご検討いただければと思いまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
○議長（城丸秀高）
　これをもちまして、一般質問を終結いたします。
　暫時休憩いたします。

午後　０時０４分　休憩

午後　１時０４分　再開

○議長（城丸秀高）
　本会議を再開いたします。
「議案第９０号」から「議案第１０３号」までの１４件及び「認定第１１号」から「認定第１４号」までの４件、以上１８件を一括議題といたします。
　ただいまより議案に対する質疑を受けますが、質疑される議員におかれましては、秩序正しく能率的な審議を行うため、会議規則第５１条に基づき簡明な質疑を行っていただきますようお願いいたします。また、質疑が長時間に及ぶ場合には、会議規則第５２条に基づき、議長において質疑の回数を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了解願います。
　「議案第９０号」について、１１番　川上直喜議員の質疑を許します。１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　「令和８年度 飯塚市一般会計補正予算（第２号）」について、質問します。１０ページ、高齢者福祉費、地域介護・福祉空間整備等補助金についてどういう事情か、お尋ねします。
○議長（城丸秀高）
　介護保険課長。

○介護保険課長（許斐友美子）
　こちらの交付金につきましては、毎年度４月に、市内の事業者に対し活用希望調査を行っております。その際に２事業者が手を挙げられましたので国と協議したところ、６月末に内示を頂いたところで今回の補正に至っております。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　２２２９万円ということですけれども、これで何をするんですか。
○議長（城丸秀高）
　介護保険課長。
○介護保険課長（許斐友美子）
　交付金の交付につきましては長尾にございます「グループホームほほえみ」に対しまして、避難経路の改良工事、換気設備の更新、天井水漏れに対する天井の改修工事及び自動火災報知設備のＩＰ化を行うために、５６９万円を交付いたします。
　また、鯰田にございます「特別養護老人ホームことぶきの森」に対しまして、非常用自家発電設備を新設するために、１６６０万円を交付するものでございます。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　同じく１０ページ、児童措置費、私立保育所等給食費支援事業費支援金について、まず、予算計上までの経過をお尋ねします。
○議長（城丸秀高）
　保育課長。
○保育課長（宮本敏行）
　原油価格や物価高騰によって給食実施に係る食材費は上昇しており、食材費につきましては保護者から実費徴収することになっておりますが、物価高騰の中にあっても、こどもたちに栄養バランスや量を保った給食が実施されるとともに、保護者の負担軽減を行うことが必要であり、原油価格、物価高騰により負担が生じている私立保育所等に対し、給食実施に係る食材費の上昇相当額を支援することについて、令和８年３月２７日付で福岡県から保育所等給食支援費補助金交付要綱の制定について、通知がありました。
　県への補助金交付申請は１１月に予定されており、市内の各私立保育所等への交付申請手続に合わせて、９月議会に補正予算を計上しております。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　支援金を交付する保育所を含む、概要をお尋ねします。
○議長（城丸秀高）
　保育課長。
○保育課長（宮本敏行）
　先ほどの説明と重複いたしますが、物価高騰の中にあっても、こどもたちに栄養バランスや量を保った給食が実施されるとともに、保護者の負担軽減を行うことが必要であり、原油価格物価高騰により負担が生じている私立保育所等に対し、給食実施に係る食材費の上昇相当額を支援するものです。
　この基準額は、給食費標準額に児童数と物価上昇率を乗じた額を私立保育所等に支援するもので、事業費の負担割合は県が２分の１、市が２分の１となっております。

○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　財源をお尋ねします。
○議長（城丸秀高）
　保育課長。
○保育課長（宮本敏行）
　財源でございますが、事業費に対しまして財源の２分の１は福岡県保育所等給食支援費補助金を活用いたしまして、残りの一般財源は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用を予定しております。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　総額で５０９４万円ということですけど、その半分２５４７万円が県、同額が飯塚市。飯塚市の場合は国の交付金ということなんですね。それで、福岡県はやはり交付金の県で活用するものから出しているんでしょうか。
○議長（城丸秀高）
　保育課長。
○保育課長（宮本敏行）
　県の市町村に対する補助金の内訳といいますか、財源については把握しておりません。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　本来、国がインフレ政策を取ったりして、物価が上がったりしている面も根底にはあると思うわけですよ。そういった点でいえば、今、国の政策によってこういう状況が生まれているとするならば、国がこどもたちのために全額責任を負うということだろうと思うんですよ、本来。それで、この額については、県がこれだけ出すから飯塚市がこれだけ出すのか、飯塚市がこれだけ出すから県がこれだけ出すのか、どちらが先なんでしょうか。
○議長（城丸秀高）
　保育課長。
○保育課長（宮本敏行）
　県のほうが先になります。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　そうすると、県が割り振って２５４７万円ですよと言ったので、飯塚市はそれに合わせると２分の１だからということですか。
○議長（城丸秀高）
　保育課長。
○保育課長（宮本敏行）
　この事業につきましては事業費に対する補助単価が２分の１となっておりますので、市としては残りの２分の１を負担するということでございます。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）

飯塚市がこの事業をするので、市町村がそういう事業をするんだったら、福岡県がその事業費の２分の１を持ちましょうということではないんですね。
○議長（城丸秀高）
保育課長。
○保育課長（宮本敏行）
この事業に対して、県のほうに市が申請いたします。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
私が言ったことを今、肯定したんでしょう。
○議長（城丸秀高）
保育課長。
○保育課長（宮本敏行）
質問議員のおっしゃるとおりでございます。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
そうすると、飯塚市が５０９４万円の事業をするということになるんだけど、この金額はどうやって決めたんですか。
○議長（城丸秀高）
保育課長。
○保育課長（宮本敏行）
県が定めておる単価がございます。この積算の根拠になりますけども、給食費標準月額に対しまして物価上昇率２５％を乗じた額に利用児童数を乗じて、３歳未満児、それから３歳以上児、それぞれ積算いたしまして、５０９４万円という額が出ております。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
同じく１０ページ、農業施設災害復旧費、農業施設災害復旧事業費について、概要を説明してください。
○議長（城丸秀高）
農業土木課長。
○農業土木課長（田中勝之）
農業施設災害復旧事業につきまして、令和８年７月の梅雨前線による農業施設における被害で、農業土木課、筑穂支所経済建設課が所管する計４か所の復旧に要する経費を計上しております。
被災地域としましては、庄司で水路破損、のり面崩壊、明星寺でのり面崩壊、潤野でのり面崩壊、平塚で路肩崩壊となります。各被災箇所につきましては、災害査定等を受けた上で、県補助金を活用しながら復旧を進めてまいります。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
分かりました。同じく農地災害復旧費、農地災害復旧事業費について、お願いします。
○議長（城丸秀高）
農業土木課長。
○農業土木課長（田中勝之）

農地災害復旧事業につきましては、同じく令和８年７月の梅雨前線により農地における被害で１か所の復旧に要する経費を計上しております。

被災地域としましては、庄司で土砂流入となっております。被災箇所につきましては災害査定を受けた上で、県補助金等を活用しながら復旧を進めてまいります。

○議長（城丸秀高）

１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

庄司の土砂流入ということですけど、どの土地からどれぐらいの土砂が入ってきたんでしょうか。

○議長（城丸秀高）

農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

先ほど説明いたしました、農業施設災害復旧事業の中で庄司地区ののり面崩壊という説明をさせていただきましたが、こののり面崩壊した土砂がこの農地のほうに入っております。今、量的には測量中でございますので、土量についてはまだ確定はしておりません。

○議長（城丸秀高）

１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

のり面というのは何ののり面ですか。問題意識は市の土地、市が責任を負う土地ののり面が崩壊して入っていたのか、そうではないのかを確認したかったんです。

○議長（城丸秀高）

農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

農地のほうの被災した上の段に水路が通っておりまして、水路を押さえているのり面が崩壊して、畑のほうに土砂が流入したような状況です。

○議長（城丸秀高）

１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

そうすると、市の土地の土砂が入っていった、ということなんですかね。

○議長（城丸秀高）

農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

そのとおりでございます。

○議長（城丸秀高）

１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

１１ページ、河川災害復旧費、河川災害復旧事業費について、お尋ねします。

○議長（城丸秀高）

土木管理課長。

○土木管理課長（籾迫博史）

河川災害復旧工事事業につきましては、令和８年７月の大雨による河川における災害で、飯塚地区３か所、筑穂地区４か所、計７か所の復旧等に要する費用を計上しております。

そのうち国庫負担災害復旧事業に該当する被災地区は、弥山１６７３番地の畑川護岸崩壊となります。

本被災箇所につきましては災害査定を受けた上で、国庫補助を活用しながら復旧を進めてまい

ります。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　飯塚地区３か所はどこですか。
○議長（城丸秀高）
　土木管理課長。
○土木管理課長（籾迫博史）
　庄司、潤野、建花寺でございます。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　１２ページ、債務負担行為に関する調書について、小中学校体育館空調設備設計委託料が計上されています。概要を伺います。
○議長（城丸秀高）
　教育施設課長。
○教育施設課長（斎藤　浩）
　近年の猛暑による児童生徒等の熱中症対策や災害時における避難所機能の強化は喫緊の課題となっていることから、今回前倒しにより指定緊急避難場所を含むレベル３相当で開設される指定避難所となっている５校分の学校体育館空調設置に係る実施設計予算を計上するものでございます。
　なお、こちらは工期が４月末完了予定となることから、今回債務負担行為にて２か年の予算を設定しているものでございます。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　対象校はどこですか。
○議長（城丸秀高）
　教育施設課長。
○教育施設課長（斎藤　浩）
　片島小学校、小中一貫校幸袋校、椋本小学校、内野小学校、小中一貫校頴田校でございます。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員、
○１１番（川上直喜）
　そこの後は、どうなるんですか。
○議長（城丸秀高）
　教育施設課長。
○教育施設課長（斎藤　浩）
　今後につきましてでございますけども、現在、基本設計を実施しておりますので、この結果を基に改めて優先順位や施工能力等を鑑みながら、整備計画を立てていきたいというふうに考えております。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　全校終了するのはいつの予定ですか。

○議長（城丸秀髙）
　教育施設課長。
○教育施設課長（斎藤　浩）
　本会議でも答弁を差し上げたところでございますけども、先ほど申したとおり、基本設計を今実施しているとこでございます。その基本設計後に今後の整備につきましては計画を立ててまいりたいと考えております。いつまでということは明確に現時点でお示しすることはできませんが、早急に整備してまいりたいと考えております。
　なお、国も当初令和１７年度中に１００％の整備をしていくとの方針を、令和１３年度までに前倒しをして全国の屋内運動場への空調設備設置をしていくという方針を打ち出しておりますので、それに向けて本市も取り組んでまいりたいと考えております。
○議長（城丸秀髙）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　この令和１３年度までに設置が完了するということですか。
○議長（城丸秀髙）
　教育施設課長。
○教育施設課長（斎藤　浩）
　それに向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。
○議長（城丸秀髙）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　第３次飯塚市総合計画を策定中ですけれども、非常に重要な課題だと思うので、そういう意味では今度の５校については風水害ということで５校なんでしょう。風水害は比較的予測が立てやすいじゃないですか、出水期ですから。地震は地震期というのがないでしょう。それからいえば、全校整備というのは、震災対策という点でいえば非常に重要だと思うんですよね。
　熊本の例を見ても、北部であのようなことが１０年前にあって、今度、南部で間に合わなかったわけでしょう、１０年経っても。それからいえば、令和１３年まで地震が起こらないということはないので、私としては早急に全校設備設置というプランをこの第３次飯塚市総合計画の流れの中で急いでつくる必要があるんじゃないかなというふうに思いますので、それは意見を述べておきたいと思います。
　それから、同じく飯塚鎮西中学校区給食調理等業務委託料について、説明をお願いします。
○議長（城丸秀髙）
　教育総務課長。
○教育総務課長（梶原康治）
　今回債務負担行為で予算要求の積算、年額当たり４９３０万２千円につきましては、対象校の給食提供の食数に必要となる人件費、被服衛生費、営業経費等を反映させたものでございます。
　衛生管理や適切な人員配置といった給食業務の特異性を踏まえ、積算に当たっては実情を熟知する事業者から参考見積りを徴取し、これを積算資料として活用したものであります。
　具体的には、公表されている労務単価や物価動向、過去の執行実績等に照らし合わせ、配置人数や各種経費の妥当性について、一つ一つの項目を精査し、適正に積算した価格でございます。
○議長（城丸秀髙）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　現在、学校給食は自校、民営ということでやっていますよね。本市が自校方式を採用して、努力したのはすばらしかったと思うんですよ。そういうところで、民営化、民間事業者に委託をし

ているんだけど、ここで特定の事業者がシェアを拡大していくと、過当化が進んでいくということになれば、不都合なことが起こりうるんではないかと心配するわけです。児童クラブの委託みたいな不都合が生じるんではないかと思うわけですよ。
　教育委員会は、特定の事業者が仮に、全校生徒分を請け負うような事態になってもよいというようなルールになっているんでしょうか。
○議長（城丸秀高）
　教育総務課長。
○教育総務課長（梶原康治）
　学校給食の調理業務の受託者選定に当たっては、プロポーザル方式による厳正かつ公平な審査を実施いたしております。プロポーザル方式では価格のみでなく、安全衛生管理、食育推進、危機管理対応など複数の評価項目で総合的に審査いたしております。
　実績のある業者が高得点を獲得するには、全て質の高い給食の提供を最優先とした結果であり、地域によって偏った業者が選定されていたり、そういったことはございませんので、民営化自体も推進しているところでございます。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　この件については、飯塚市契約規則第５２条、昨日、児童クラブの関係で質問しましたけど、これはどのように適用されるんですか。
○議長（城丸秀高）
　教育総務課長。
○教育総務課長（梶原康治）
　今回、委託発注しております給食調理業務については、飯塚市契約規則第５２条の適用を受けない、保証はないということで認識しております。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　契約保証金はないということなんですか。
○議長（城丸秀高）
　教育総務課長。
○教育総務課長（梶原康治）
　該当しておりません。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　該当していないということは、適用しないということなんですね。
○議長（城丸秀高）
　教育総務課長。
○教育総務課長（梶原康治）
　金額的なものに伴いまして、該当しておりません。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　契約金額が対象にならないものだというお話なんですか。
○議長（城丸秀高）

暫時休憩いたします。

午後　１時３０分　休憩

午後　１時３５分　再開

○議長（城丸秀高）
本会議を再開いたします。教育総務課長。
○教育総務課長（梶原康治）
すみません、先ほどの答弁を訂正させていただきます。飯塚市契約規則第５２条では免除の規定がございまして、契約保証金については契約規則第５２条第２項第４号の規定により免除といたしております。
その内容につきましては、過去２年間の実績等を踏まえた中で、その者が契約を履行しないおそれがないことを認められるときという要項に照らし合わせまして免除の対応を取っております。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
総務委員会できちんと審査してもらいたいと思うんですけど、それにしても、第４号は「契約者が第５条又は第３５条の規定に基づく適正な参加資格を有する者で、過去２年の間に市若しくは他の地方公共団体又は国（公社、公団を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであって、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」となっているでしょう。予算も上がっていないし、公募もしていない段階で、債務負担行為を上げた段階でもう契約保証金は取りとりませんと。その理由は飯塚市契約規則第５２条第２項第４号であるというふうに言うのは異常ではないかと思うわけですね。
これでは、あたかもどこか特定の事業者を想定しているのではないかという疑念すら湧くわけです。そういったことはないのか、経過も含めて総務委員会で審査していただくよう要望して、議案第９０号の質問を終わります。
○議長（城丸秀高）
質疑を終結いたします。「議案第９１号」について、１１番　川上直喜議員の質疑を許します。
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
「議案第９１号　飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例」、制度改正の経過、財源を含んでお尋ねします。
○議長（城丸秀高）
教育総務課長。
○教育総務課長（梶原康治）
まずは経過について、お答えいたします。今回の改正に至った経過につきましては、令和８年度の国の就学支援金の拡充を踏まえ、公私一体の包括的な支援の必要性を検証したこと、また、近年増加する申請ニーズ等を鑑み、募集人員枠の拡大が必要であると判断したこと、そして、深刻化する若者の市外流出や市内企業の担い手不足という地域の課題を解決するため、居住と就業を一体で後押しする施策が必要であることから、今回の制度改正に至ったものでございます。
また、財源につきましては、本市の就学金の制度は基金で運用しており、これまで毎年度の申請状況や返還免除の推移、基金残高の動向等を慎重に見極めながら取り組んでまいりました。その上で、今回の募集人員の拡大や返還免除の拡充に当たりまして、令和７年度に頂いた多額のご

寄附を原資として大切に組み入れるとともに、影響や財政負担の試算を総合的に検証してまいりました。また、返還免除によって目減りする額につきましても、一般財源からの繰り出しや国の特別交付税措置を活用する仕組みをしっかりと確保しております。

これらにより、制度改正後におきましても、健全かつ持続可能な基金運用が十分に担保できる範囲内で計画的に組み立てたものでございます。

○議長（城丸秀高）

１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

この間の制度実施の実績、また、評価についてお尋ねします。

○議長（城丸秀高）

教育総務課長。

○教育総務課長（梶原康治）

これまでの制度実施における実績についてお答えいたします。平成３０年度の奨学資金返還免除制度の導入以降、市民の皆様からの関心は非常に高く、毎年度募集人員を上回る多くの申請をいただいております。また、返還免除の適用者数も年々増加しており、令和２年度は２人、令和３年度は４人、令和４年度は１４人、令和５年度は２４人、令和６年度は４４人、令和７年度は５０人と推移いたしております。この実績は、本制度が若者の本市への定住を促進し、地域を支える人材の確保に確実につながっていると考えております。

次に、本制度に対する評価についてお答えいたします。奨学金は本来貸与型であり、社会に出た後の大きな負担になりかねないことは承知の事実です。限られた基金の原資で持続可能な制度を維持するため貸与型としておりますが、市内居住等を要件とした返還免除制度を組み合わせることで、若者の経済的負担を軽減しつつ将来の選択肢を大きく広げるものとなっております。

返還免除の適用者も年々着実に増加しており、実際に多くの若者が本市に定住し、地域社会で活躍してくれております。この現状を踏まえますと、本施策は単なる就学支援にとどまらず、定住促進及び地域経済を支える人材確保の面で着実に大きな成果を上げ、大きく寄与しているものと評価いたしております。

○議長（城丸秀高）

１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

奨学資金ではありませんけど、そういう趣旨からいえば東京にあった飯塚寮というのがありましたね。あれは売却して歳入にしたと思いますけど、貸付人員に関する今回の判断はどういうことか、お尋ねします。

○議長（城丸秀高）

教育総務課長。

○教育総務課長（梶原康治）

今回、貸付人員の増加に至った判断についてお答えいたします。貸付人員については、毎年度の申請実績やニーズ等を勘案して常に見直しを図っており、直近では、令和６年度に大学区分の採用枠を１８人から２０人へと増員いたしました。増員後もなお、募集人員を上回る応募が寄せられている上、今後は高校区分に公立校が加わることで対象者が拡大し、さらなる申請増が見込まれると考えております。

この高まるニーズに対し、貴重なご寄附を原資とした安定的な財源的裏づけが確保できたことから、今回の拡大について検証し、制度改正の判断をいたしたものでございます。

○議長（城丸秀高）

１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

返還免除要件に関する今回の判断はどうでしょうか。
○議長（城丸秀高）
教育総務課長。
○教育総務課長（梶原康治）
返還免除制度の要件拡充に至った判断についてお答えいたします。これまでの市内居住による免除制度は、本市の定住施策として着実に成果を上げており、今後も引き続き継続してまいります。その上で、新たに市内居住に市内就業という要件を追加したのは、単なる定住にとどまらず、市内企業へ就業していただき将来の地域経済を支える人材として、しっかりと定着してほしいという考え方でございます。
教育による人材育成と市内中小企業への就業、定着を一体化させたこの取組は他の自治体にはない、本市ならではの総合施策でございます。若者が地元で学び、働き続ける魅力ある飯塚市の実現に向け、大きく寄与するものと考えております。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
嘉穂郡内でも田川郡内でも、自治体で教育振興基金という基金を持って積み上げているところがあります。飯塚市の場合にはこの間、ふるさと応援寄附などが１００億円というようなときもありました。この段階で福祉のために、何々のためにというのもありましたけど、「市長にお任せ」というくくりがあったと思うんですよ。多額に応援だと思います。そのときに、市長にお任せの枠の中からこの奨学資金の基金に一定の繰入れをしようとか、今日提案されている議案のような改善をしようというような議論はこの間、したことがないですか。
○議長（城丸秀高）
教育総務課長。
○教育総務課長（梶原康治）
制度改正につきましては、横断的に関係各課とも相談しながら協議してまいりました。その中で財源の一つであるその他基金の部分につきましても活用できないかというのは、検討の中で進めながら計画した内容でございますので、今ご指摘いただいた内容につきましても、検討、検証しながら関係各課と協議して今回の判断に至ったものでございます。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
今回のこの制度改正は大事だと思うんですけど、これは特別に多額の寄附をこのためにということでしていただいた方がいたために実現しているわけでしょう。
その一方で、過去に検討したことはあったけども、市長にお任せの財源が多額にあったんだけど、市長はそういう判断をしなかったというのは、非常に残念な思いです。
○議長（城丸秀高）
質疑を終結いたします。「議案第９２号」について、１１番　川上直喜議員の質疑を許します。
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
対象となる施設はどこか、お尋ねします。
○議長（城丸秀高）
保育課長。
○保育課長（宮本敏行）
「議案第９２号」ですが、３歳以上限定小規模保育事業は、これまで国家戦略特別区域だけで認められていた仕組みが全国で実施されるようになり、新規で３歳以上限定小規模保育事業を開

始することが可能となりますが、本市には該当の施設はございません。
○議長（城丸秀高）
　質疑を終結いたします。「議案第９３号」について、１１番　川上直喜議員の質疑を許します。
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　「議案第９３号」は、飯塚市乳児等通園支援事業の設備及び基準に関する条例の一部改正となっていますけど、対象となる施設、お尋ねします。
○議長（城丸秀高）
　保育課長。
○保育課長（宮本敏行）
　対象となる施設でございますが、乳児等通園支援事業を実施する全ての施設が該当いたします。本市では私立９施設と公立１施設の１０施設が該当いたします。
　施設は、幸袋こども園、桜ケ丘幼稚園、枝国保育園、ひばり保育園、潤野こども園、横田こども園、いぎすれんげ幼稚園、あじさいこども園、鯰田こども園、菰田保育所、以上でございます。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　これの適用について、福祉文教委員会でよく審査されるだろうと思いますので、期待しております。
○議長（城丸秀高）
　質疑を終結いたします。「議案第９４号」について、１１番　川上直喜議員の質疑を許します。
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例というわけですけれども、対象となる施設、お尋ねします。
○議長（城丸秀高）
　保育課長。
○保育課長（宮本敏行）
　「議案第９４号」は、３歳以上限定小規模保育事業がこれまで国家戦略特別区域だけで認められていた仕組みが全国で実施できるようになり、新規で３歳以上限定小規模保育事業を開始することが可能となります。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　現在はないということですか。
○議長（城丸秀高）
　保育課長。
○保育課長（宮本敏行）
　現在はございません。
○議長（城丸秀高）
　質疑を終結いたします。「議案第９５号」について、１１番　川上直喜議員の質疑を許します。
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　飯塚市穂波福祉総合センター条例の一部を改正する条例です。条例改正を提出するまでの経過、施設の状況も含めてお尋ねします。

○議長（城丸秀高）
　社会・障がい者福祉課長。
○社会・障がい者福祉課長（大庭敏一）
　平成１６年６月１日、合併前の旧穂波町において建設されました穂波福祉総合センターにつきましては、令和４年頃、おおよそ４年前頃から同施設における空調設備等が正常に作動しないなどの不具合が所見されておりました。工事費用または、修繕費用が２０万円未満のものにつきましては、現在の指定管理者である株式会社トキワビル商会において工事、修繕を実施。当該費用が２０万円を超える工事、修繕につきましては、本市におきまして工事、修繕を実施しております。同施設、特に大広間における空調設備におきましては、令和４年の冬頃に室内ユニットの不具合が生じ修理部品もなく、機器の更新が必要ながら費用が多額となるため、応急処置を行うことにより空調作動してまいりましたが、令和５年頃には冷暖房がきかなくなり空調設備業者における修繕も不可とのことにより以来、大広間の空調設備は使用できず、夏季におきましてはスポットクーラーの活用や同施設通路の冷気を大広間へ送風する。冬季はファンヒーターなどの対応を行っている状況でございました。
　この施設につきましては、築２０年以上経過し、経年劣化が所見されるというところで工事を行うものです。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　工事期間中の対応は、どう考えてありますか。
○議長（城丸秀高）
　社会・障がい者福祉課長。
○社会・障がい者福祉課長（大庭敏一）
　令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで、大規模改修工事の工事期間中であるため、全面休館となります。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　ということは、現在利用されている方はどうしたらいいんでしょう。
○議長（城丸秀高）
　社会・障がい者福祉課長。
○社会・障がい者福祉課長（大庭敏一）
　浴場の代替店舗につきましては市内、市外、公営、民営の入浴施設を紹介させていただき、また、移動手段につきましてはご自身で移動していただきますようご理解、ご協力していただきたいということで考えております。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　高齢の方が利用者としては多いと思います。必ずしも交通手段を自分でお持ちかどうか分からないと思います。それで、個々の状況に合わせた対応、対策が必要ではないかと思います。それから、指定管理者は株式会社トキワビル商会ということですけれども、今、指定管理契約期間中なんですか、お尋ねします。
○議長（城丸秀高）
　社会・障がい者福祉課長。
○社会・障がい者福祉課長（大庭敏一）

指定管理期間は本年度末、令和９年３月３１日までで一度終了させていただく予定です。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
１年かけて大規模改修します、きれいになります、備品も変わるかもしれません、そうしたときに利用料金を引上げようとか、まさか考えていないと思いますけど、考えていますか。
○議長（城丸秀高）
社会・障がい者福祉課長。
○社会・障がい者福祉課長（大庭敏一）
今回の大規模改修に伴う穂波福祉総合センターの利用料金の増額は考えておりません。なお、利用料金につきましては、穂波福祉総合センターのみならず、本市全体も含めて関係課と協議を行いながら適正な利用料金となるよう、検討してまいりたいというふうに考えております。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
穂波福祉総合センターの施設、設備のよさというのもあったと思うけども、利用料が適切だったと思うわけですね。そのよさもあったと思います。そのよさが失われないようにする必要があると思うんですけど。
それでちょっとお尋ねですけれども、令和４年の冬、空調設備の不具合が生じましたということですね。この大規模改修検討まで４年かかっているんだけど、どういう検討をしてきたのかなと思うんですけど。
○議長（城丸秀高）
暫時休憩いたします。

午後　１時５８分　休憩

午後　２時０９分　再開

○議長（城丸秀高）
本会議を再開いたします。社会・障がい者福祉課長。
○社会・障がい者福祉課長（大庭敏一）
先ほど、空調の不具合も申し上げましたが、本施設は築２０年以上が経過しておりまして、外壁や屋上防水の経年劣化、また、浴場運営に必要なボイラー設備やろ過設備等の老朽化も含めまして、全体的に大規模な修繕を行う計画を練ったところでございます。併せまして、指定管理期間が今年度末をもって終了することから、合わせたところの部分で大規模修繕の期間を設けたものでございます。ご理解いただきますようお願いします。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
空調設備の不具合が生じたのが令和４年の冬というのは、１２月とかそういうことじゃないかと思うんだけど、そうしますと、令和４年度末の公共施設等整備基金はこの年に設立されているんですよ。この初年度に当たる令和４年度末の残高は１０億円なんです。穂波福祉総合センターの不具合が生じ始めた頃、この公共施設等整備基金は積み上げられ始めて、令和８年度末では２０億円の２倍になるんですよ、わずか４年の間に。そうしたことを考えれば、穂波福祉総合センターの大規模改修については、もう少し早い時期に考えてもよかったのではないかなと思うん

だけど。そういう考えができなかったかについては、これは福祉文教委員会でも審査していただければと思います。
○議長（城丸秀高）
　質疑を終結いたします。「議案第９６号」について、１１番　川上直喜議員の質疑を許します。１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　飯塚市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について、概要をお尋ねします。
○議長（城丸秀高）
　市民課長。
○市民課長（大谷忠敏）
　「議案第９６号　飯塚市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例」の改正の概要につきましては、地方自治法施行規則の一部を改正する省令が公布され、個人情報保護の観点から認可地縁団体の認可等に係る告示について、代表者等の住所を告示することを廃止するなど見直しが行われたことに伴い、飯塚市認可地縁団体印鑑条例で引用しております認可地縁団体の台帳に関する条項と代理人に関する条項が移動したことから条項ずれが発生いたしましたので、改正後の同規則の条項に改正するものでございます。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　改正後の課題というものは何かありますか。
○議長（城丸秀高）
　市民課長。
○市民課長（大谷忠敏）
　認可地縁団体の印鑑登録及び証明事務につきましては、今回の改正後においても現在の事務と変わらないため、認可地縁団体へのデメリットもなく、課題はないものと考えております。
○議長（城丸秀高）
　質疑を終結いたします。「議案第９７号」から「議案第９９号」までの３件については、いずれも質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。
　「議案第１００号」について、１１番　川上直喜議員の質疑を許します。１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　「財産の取得（端末管理機能ライセンス）」ということですけど、これはどういうものですか。
○議長（城丸秀高）
　教育総務課長。
○教育総務課長（梶原康治）
　今回取得する財産、端末管理機能ライセンスは、多数の端末をネットワーク経由で安全かつ効率的に一括管理するためのソフトウェアでございます。管理者が端末を１台ずつ手作業で設定することなく、全ての端末におけるユーザー管理やネットワークのアクセス制御、さらには、万が一の紛失、盗難時におけるリモートロックによるアクセス制限などを遠隔で行うことを可能とするものでございます。
　現在、ＧＩＧＡスクール構想に基づく端末の更新を順次進めているところでございますが、この端末管理機能の導入整備は、国の補助金交付に係る必須の要件とされております。
　本市といたしましても、このライセンスを確実に導入することにより、不正使用や内部データの流出といったセキュリティリスクをしっかりと防ぎ、児童生徒が安全にＩＣＴを活用できる学習環境を継続し、維持してまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　取得価格が２４３３万５０２５円ということですけども、これはどういう数字なんでしょう。
○議長（城丸秀高）
　教育総務課長。
○教育総務課長（梶原康治）
　今回取得しますライセンスというのは、端末１台当たりにインストールしますアプリでございまして、今回取得します台数が６８０７台となります。今回入札しました税込み価格、１台当たりの結果でございますが、３５７５円を掛けたものでございます。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　それは普通の額ですか。
○議長（城丸秀高）
　教育総務課長。
○教育総務課長（梶原康治）
　積算根拠は市場価格等を踏まえてでございますけども、今回入札に当たるのは低廉な価格で入札されております。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　これは、国から交付支援が何割ぐらいあるんですか。
○議長（城丸秀高）
　教育総務課長。
○教育総務課長（梶原康治）
　算出が１台当たり５万５千円の補助基準がございまして、その３分の２を頂けるようになります。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　この契約相手、株式会社大塚商会九州支店というのはどういう会社ですか。
○議長（城丸秀高）
　教育総務課長。
○教育総務課長（梶原康治）
　契約の相手方は、株式会社大塚商会九州支店、支店長、梅原信之氏となっております。
　同社につきましては、昭和３６年の設立以来、主にコンピューターや複合機などの情報機器の販売から保守、サポートに至るまでＩＣＴ分野の総合的なサービスを展開している企業でございます。本社は東京千代田区にあり、資本金は１０３億７千万円、従業員数は連結でございますけども、約１万人程度の企業であると認識いたしております。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　先ほど、取得する財産はどういうものかというふうにお聞きしました。これはこどもたちが手にする端末を守るということを通じて、こどもを守るということだろうと思いますけれども、そ

もそもこのタブレットＩＣＴ教育について、繰り返し言っておりますけれども、その評価についてまだ定まっていないということを念頭に、国とのやり取りもしていく必要があるんじゃないかというふうに思います。
○議長（城丸秀高）
　質疑を終結いたします。「議案第１０１号」について、１１番　川上直喜議員の質疑を許します。１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　「訴えの提起（介護給付費返還請求事件）」ということですね。経過をお尋ねします。
○議長（城丸秀高）
　介護保険課長。
○介護保険課長（許斐友美子）
　株式会社白鳳会が運営する通所介護事業所「デイサービス百舞」に対して、指定権者の福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所が令和６年６月２７日に運営指導を実施し、人員基準欠如による算定誤りを指摘しました。これを受け、当該法人は自主点検し、介護保険返還額を３９６万３９９１円と算定し、今後の給付費で返還していくように保険者である本市と協議しておりましたが、令和７年８月２９日に県がデイサービス百舞の指定取消しを通知したため、同日付で本市が株式会社白鳳会に対し返還金を支払うよう通知を行いました。
　通知以降、法人とは幾度か返還についての協議を行っておりましたが、最終的には音信不通となったため、議会の議決を頂き訴えを提起することに至ったものです。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　過誤により生じた介護給付費の返還ということですけれども、この過誤というのは誰の過誤なんでしょうか。
○議長（城丸秀高）
　介護保険課長。
○介護保険課長（許斐友美子）
　過誤とは介護報酬の請求誤りのことで、過誤が発生した場合は事業者が正しい内容で請求し直す手続、過誤修正を行うこととなります。
　今回の過誤の期間としましては、令和６年４月から令和６年６月までに当たる部分と令和６年９月、令和６年１１月に当たる部分となっており、人員基準欠如はこちらの施設の看護職員の欠如でございます。
　なお、介護給付費の不正請求につきましては、介護保険法により強制徴収公債権と規定されております。
　一方、過誤による返還金につきましては、民法第７３３条による私債権であり、裁判所からの命令がなければ差押え等の強制執行をすることができませんので、訴えの提起を行い強制執行することとなります。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　これは過誤と言われていますけども、過誤ではなく不正ということではないんですか。
○議長（城丸秀高）
　介護保険課長。
○介護保険課長（許斐友美子）
　こちらの不正請求額については別途請求を行いまして、もう既に収納いたしておるところでご

ざいます。不正請求額は１５９万９１３４円ということで、こちらのほうは既に本市のほうで収納済みになっております。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　３９６万円余と言われたと思いますけど、それが過誤により生じたと言われるんだけど、これが実は不正ではないのかと心配したわけです。不正ではないというのは誰か、福岡県が言っているわけですか。
○議長（城丸秀高）
　介護保険課長。
○介護保険課長（許斐友美子）
　こちらの過誤につきましては、運営指導の中でこちらの事業所との間で県が協議して、自主点検をしてくださいというお話になったものです。通常、請求誤りというものは事業者さんのほうでございますので、運営指導等で見つかった場合は、何か不正請求ということであれば県が監査に移行されますので、その手前の段階ということで、自主点検による過誤返還になります。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　法に言う不正、それから法に言う過誤、合わせて不正ではないのかと思うわけです。それで、この状態を福岡県が継続的に見逃してきていたんではないかと、あるいは指導し切れていなかったんではないかと。そのために、この事態は拡大して、言われるところの３９６万円のいわゆる過誤というふうに事態は深刻化していったんではないかと心配するんだけど、そういうことではないんですか。
○議長（城丸秀高）
　介護保険課長。
○介護保険課長（許斐友美子）
　こちらの過誤請求というのは国の監査マニュアルの中でも明記してありまして通常、事業者のほうで自主的に返還するということになれば過誤で返すという形になっております。この自主点検の金額につきましては、飯塚市が保険者として確認をしておるところでございます。
○議長（城丸秀高）
　質疑を終結いたします。「議案第１０２号」について、１１番　川上直喜議員の質疑を許します。１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　「指定管理者の指定（飯塚市文化会館）」ですけれども、飯塚市文化会館条例の中に、指定管理者で運営するというふうになっているわけですけども、そのとおりなんですか。
○議長（城丸秀高）
　文化課長。
○文化課長（瀬尾善忠）
　現在の条例でいえば、指定管理者に行わせるものとするということになっております。ただし、さきの３月の議会のときに条例改正議案を出させていただきまして、その際、指定管理者に行わせることができるということの改正をいたしております。ただし、これは施行日が来年度の４月１日からの施行になります。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）

そうしますと、この指定管理者の指定ということで、指定期間が来年度４月１日から５年となっていますよね。これは指定管理者制度で５年というのを今やるということなんですか。
○議長（城丸秀高）
文化課長。
○文化課長（瀬尾善忠）
今回の指定管理者の指定につきましては、来年度４月１日から５年間の期間でございます。先ほど条例改正を行った際の説明をいたしましたけども、そのために条例改正したものではございません。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
今回の指定管理の公募はどうだったんですか。
○議長（城丸秀高）
文化課長。
○文化課長（瀬尾善忠）
今回は、非公募で行っております。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
理由をお尋ねします。
○議長（城丸秀高）
文化課長。
○文化課長（瀬尾善忠）
今回の指定管理者といたしましては、公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団としているものでございますけれども、この事業団はこの文化会館の施設管理をすることを想定して市が出捐して設立した団体で、事業団と施設の関係が密接不可分にあり、団体の役割と施設の設置目的、機能が一致していることから、事業団が管理運営を行うことにより安定的、効果的な施設運営が期待でき、また、その管理運営の実績があることから非公募としたものでございます。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
過去に全国公募をかけたことがありますね。飯塚市議会が「うん」と言わなかったということもあります。そのことについてはどういうふうに受け止めているのか、お尋ねします。
○議長（城丸秀高）
文化課長。
○文化課長（瀬尾善忠）
平成１９年に公募を行いまして、その際議会のほうで否決となり、その後直営で行ったという経緯がございます。今現在どのように考えているかということでございますけども、この文化振興事業団、先ほど申しましたように飯塚市文化会館が開館したときと同じく、この財団を設置いたしております。飯塚市の文化振興を担う団体として設立した団体でございますので、今回においてはこの団体を非公募で、指定管理者として今後５年間管理してもらうこととしたものでございます。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）

今言う全国公募が正しくなかったという認識に至っているかということをお尋ねしたいわけです。
○議長（城丸秀高）
文化課長。
○文化課長（瀬尾善忠）
指定管理の選考方法においては、そのときの指定管理者がどのような状態であるか、また今後どのように考えているかということを考える必要があろうかと思っております。当時は公募を行って、否決がなされて直営をしたと。その当時はそのような考えをされたのかと思いますけども、現在においては、行政と一緒に文化振興を担っていきたいという考えで、今回非公募といたしました。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
やはり、全国公募かけたときの経過、なぜそういうことをしたのか、議会がなぜ否決したのかということを、今言われたとおり、この飯塚市教育文化振興事業団の設立目的はそこにあったわけですから―――、にもかかわらず全国公募かけたらどういう意味かと。事実上、自らつくった事業団潰しを飯塚市はやろうとしたんではないかというふうに思うわけですよ。そのときのことは忘れてはならんと思うんです。
その上で現在、そういう位置づけの飯塚市教育文化事業団を直営ではなくて指定管理者にしようということですけど、現在、飯塚市教育文化振興事業団はどういう状況にあるんですか。直営で受けることができない状態ですか。
○議長（城丸秀高）
文化課長。
○文化課長（瀬尾善忠）
飯塚文化会館でございますけども、もう指定管理者が導入されて以降、年数が相当経っております。この分を今すぐ直営にするということは、職員のほうのスキルもそうですし、煩雑な作業があろうかと想定できるものだと思っております。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
考えてもらいたいんですけど、県南に今合併して名前が変わっていますけど、瀬高町というところがありましたよ。そこがものすごく苦労しているわけですよ。高校卒業したらみんな博多へ、福岡市へと行ってしまうと。どんどん若い人たちが１８歳を過ぎたらいなくなるわけですよ。こうした中で一人でも二人でも三人でも残したいということで、第三セクターで太陽光発電を企業誘致に失敗した土地を使って、人に迷惑かからないところですよ。やったりしていましたよ。そのように若い人たちの力、能力を地元に残したい、また帰ってきてもらいたいというのは課題でしょう。
そういった点でいえば、雇用が何人とかいうこともあるかもしれないけど、そういう文化、芸術、教育の分野で技術的なハートを持っているし、芸術性の技術も持っていると。そういう人たちを飯塚にたくさんおっていただくキーステーション、キーセンターになるところだと思うんですよね。ですから、指定管理ということではあるけども、この飯塚市教育文化振興事業団は緊張関係を保ちながら大事にしていくというのが大事じゃないかなと思うんだけど、どうですか。
○議長（城丸秀高）
文化課長。
○文化課長（瀬尾善忠）

今質問議員がおっしゃられるように、飯塚市教育文化振興事業団、こちらのほうと行政との関係でいえば、一緒に文化振興を進めるというところでは協働していく必要があろうかと思っております。ただし、それがなれ合いとかいう形にはならないように、一定の緊張感を持った関係の中で文化振興を進めていくという関係でありたいと思っております。

○議長（城丸秀高）

質疑を終結いたします。「議案第１０３号」及び「認定第１１号」から「認定第１４号」までの４件、以上５件については、いずれも質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。

本案１８件は、議案付託一覧表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

「議案第１０５号　令和８年度 飯塚市一般会計補正予算（第３号）」及び「議案第１０６号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」、以上２件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。久世副市長。

○副市長（久世賢治）

ただいま上程されました議案のうち、まず予算関連議案から、一般会計補正予算書により提案理由の説明をいたします。今回の補正予算議案は、当初予算編成後に発生した事由により早急に執行すべき経費を補正するものでございます。

３ページをお願いいたします。「議案第１０５号　令和８年度 飯塚市一般会計補正予算（第３号）」につきましては、第１条で歳入歳出予算の総額に７万９千円を追加し、第２条で債務負担行為を補正するものでございます。なお、内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上で予算関連議案の説明を終わります。

続きまして、予算関連議案以外の議案について説明いたします。追加議案書の３ページをお願いいたします。「議案第１０６号　飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、サンビレッジ茜の整備及び民間運営に当たり、附属機関を設置し、公募型プロポーザル方式による事業者の選定についての審議及び審査をさせるものでございます。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

○議長（城丸秀高）

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。７番　藤間隆太議員。

○７番（藤間隆太）

今、おっしゃっていただいた飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例及び今上げていただいた補正の７万円ですかね、この補正予算とこの条例というのはどういう方向性で上げていただいたのか、ご説明をお願いしてよろしいでしょうか。

○議長（城丸秀高）

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（今林直久）

今回、飯塚市附属機関の設置に関する条例につきましては、ご説明しましたとおりサンビレッジ茜の民間利活用についての公募型プロポーザル方式を行うための選定委員会を設置するものでございまして、選定委員の委員報酬と費用弁償等に使用するための補正予算として組ませていただいたものでございます。

また、この審議内容につきましては、サンビレッジ茜の民間利活用を進めるに当たりまして、民間事業者様のご提案の中身について審査していただくための委員会の設置でございます。

○議長（城丸秀高）

７番　藤間隆太議員。

○７番（藤間隆太）

それは、サンビレッジ茜の再開に向かっていろいろ手続をしていかないといけない中の一環と

いう、そういった理解でよろしいんでしょうか。
○議長（城丸秀高）
　スポーツ振興課長。
○スポーツ振興課長（今林直久）
　そのとおりでございます。
○議長（城丸秀高）
　ほかに質疑はありませんか。１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　補正予算書５ページ、第２表、債務負担行為、追加、サンビレッジ茜整備事業費補助金、令和８年度から令和９年度まで、令和９年度２億円とあります。どういうことか説明をお願いします。
○議長（城丸秀高）
　スポーツ振興課長。
○スポーツ振興課長（今林直久）
　今回、サンビレッジ茜の民間利活用方針というものを定めまして、その中で公募型プロポーザルを行っていくということをご説明しました。
　民間公募に移るに当たりまして、市としてサンビレッジ茜を残すために民間にお願いするための条件というのを整理させていただいております。その中には、サンビレッジ茜の施設の土地と建物について無償で貸与すること、さらには、現在、休止中の施設でございますがライフライン部分といたしまして電気設備、給水施設は故障したままという状況でございます。そういった中で実際に民間にお願いするに当たりまして、最低限施設のライフラインの復旧は市の責務であるというふうに考えました。
　もともと、令和５年１１月にこの施設が大規模停電を起こしまして、令和６年度に執行しようとしておりました電気設備及び給水施設の改修費が大本となっております。この分につきましては、令和６年度当時は事業費としまして約１億４６００万円でございましたが、今回、ここで新たに積算し直しましたところ、実際にこの費用が約２億３千万かかることが分かっております。
　今回、公募型プロポーザルに当たりまして、この２億３千万円について公共工事というふうにして執行するのではなく、この分を仮に２億３千万円を落札率９０％で換算すると約２億円ということになります。これを少なからず民間投資の活用という考え方の下に、その部分の２億円を上限という形でこのライフライン復旧費、電気設備の工事と給水施設の工事費に関する費用分だけを上限２億円という形で支援することを考えました。
　今後、民間のご提案が出た中で、仮に民間の工事の中身が電気設備と給水施設が２億円以上の設定であったとしても、本市の支援は上限が２億円、逆に民間提案の中でこの電気設備と給水施設の工事費の実績に基づく数値が２億円を下回った場合、その下回った部分の支出のみを考えているところでございます。
　この分を実際にこのまま議決を頂きましたら、今後のスケジュールの中で最終的には議決案件になりますけども、実際の工事が終わったら工事実績に伴って支出するため、現状では債務負担行為という形で予算のほうを出させていただいているところでございます。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　今のお話だと、２億円の関係でいうと従来１億４６００万円ということで、根拠としたのは電気、水と言われましたかね。そうすると、今回直接の原因になった認識はリフトが動かないというようなことだったと思うんですよ。リフトのこと、それから人工芝があの状態でしょう。これの手当てというのはどうなるんですか。
○議長（城丸秀高）

スポーツ振興課長。
○スポーツ振興課長（今林直久）
今、質問議員からリフトというお話がありましたけども、リフトだけではなく、いわゆるスキーエリア全体が停電している状況でございます。その一つに雷であったり老朽化であったり、いろんな要素があったかと思いますが、設備自体はもうやり変えない限りは、通電できないということが分かっておりますので、その辺りの電気設備の費用となっております。
また、今芝のお話が出たと思いますが、今回市の予算の中で芝の張り替えのことは考えておりません。その辺りは民間投資の活力によって整備していただくことを念頭にご提案を頂きたいというふうに考えているところでございます。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
最大２億円の支援と言われたと思うんだけど、支援の形はどうなるわけですか。
○議長（城丸秀高）
スポーツ振興課長。
○スポーツ振興課長（今林直久）
予算概要のほうに記載させていただいておりますけども、サンビレッジ茜の整備費補助金という形で交付を考えております。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
財源は何になるんですか。
○議長（城丸秀高）
スポーツ振興課長。
○スポーツ振興課長（今林直久）
一般財源となります。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
国、県は何もないということですね。支援はないということをおっしゃっているんですね。
○議長（城丸秀高）
スポーツ振興課長。
○スポーツ振興課長（今林直久）
そのとおりでございます。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
国、県からの支援がなくて単独で頑張りますよということなんだけど、何を当てにしているんですか。
○議長（城丸秀高）
スポーツ振興課長。
○スポーツ振興課長（今林直久）
今回、市の支援といたしまして、この整備費についてはライフライン復旧ではございますが、今回公募型プロポーザルの中で、民間投資によるリニューアルにおける整備費については民間活力を活用した中で、新たなサンビレッジ茜の再開に向けて進めていきたいという考えでございま

す。当てにというふうな言葉が適切かどうかございませんが、その他の整備費等については民間の力をお借りすることを考えております。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　最大２億円の支援を補助金として出すというわけでしょう。その財源を聞いたら一般財源で、国、県からは支援はありませんということでしょう。一般財源と一口に言うけど、何を当てにしているのかというふうに思うじゃないですか。何かの基金を半分取り崩すとかね。８５０億円くらいの一般会計予算の中から２億円、とにかく取ってくるという考え方ですか。
○議長（城丸秀高）
　スポーツ振興課長。
○スポーツ振興課長（今林直久）
　そのとおりでございます。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　市長、どういう判断をしているんですか、財源については。
○議長（城丸秀高）
　財政課長。
○財政課長（松本一男）
　今回の事業の財源としては一般財源を考えておりまして、その財源といたしましては財政調整基金を活用していきたいと考えております。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　今、財政調整基金と減債基金を合わせて１２８億円でしょう、年度末見込みが。これに公共施設等整備基金が２０億円あるでしょう。ふるさと応援基金が２５億円ぐらい今あるのかな。それ以外に地域振興基金が４０億円預けているのがあると思うけど、それからいえば、それを念頭に置いているということであれば、一般の市民の福祉のための予算を削って、それに回すということはなかろうと思うんだけど、そういうイメージでおっていいですか。
○議長（城丸秀高）
　財政課長。
○財政課長（松本一男）
　今後の予算調整の中で、全体的な財源調整をさせていただきたいと考えております。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　９９歳の高齢者から敬老祝金を取り上げてね、８８人ですよ。１人２万円ですよ。１６４万円取り上げているんだ、皆さんはね。議会も応援しているみたいだけど。武井市長は１００歳の方のところに行って、握手か何かしていたのかな。そういうことを積み上げた上にサンビレッジ茜をやるというようなことでは、地元の方々も喜ばれないと思うんですよ。そういう意味ではまともな財源対策を考えて、基金というのは良い発想じゃないですか。その答弁がなかったので心配したわけです。
○議長（城丸秀高）
　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本案２件は、議案付託一覧表のとおり、いずれも協働環境委員会に付託いたします。

提出されております請願が１件あります。請願文書表に記載しておりますとおり、「請願第１８号」は、議会運営委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程を全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後　２時５２分　散会

◎　出席及び欠席議員

（　出席議員　２３名　）

１番	城　丸　秀　髙	１５番	赤　尾　嘉　則
２番	深　町　善　文	１６番	土　居　幸　則
３番	光　根　正　宣	１７番	吉　松　信　之
４番	奥　山　亮　一	１８番	吉　田　健　一
７番	藤　間　隆　太	２０番	鯉　川　信　二
８番	藤　堂　　彰	２１番	秀　村　長　利
９番	佐　藤　清　和	２２番	永　末　雄　大
１０番	田　中　武　春	２３番	兼　本　芳　雄
１１番	川　上　直　喜	２５番	江　口　　徹
１２番	金　子　加　代	２６番	瀬　戸　　元
１３番	石　川　華　子	２８番	道　祖　　満
１４番	田　中　裕　二		

（　欠席議員　　３名　）

１９番	田　中　博　文
２４番	小　幡　俊　之
２７番	坂　平　末　雄

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	兼丸義経		
議会事務局次長	岩熊一昌	議事調査係長	安藤　良
議事総務係長	宮山哲明	書記	伊藤裕美
書記	加世堂沙織	書記	藤嶋祐也

◎　説明のため出席した者

市長	武井政一	スポーツ振興課長	今林直久
副市長	久世賢治	市民課長	大谷忠敏
副市長	許斐博史	保育課長	宮本敏行
教育長	桑原昭佳	介護保険課長	許斐友美子
企業管理者	石田愼二	社会・障がい者福祉課長	大庭敏一
総務部長	日高政徳	土木管理課長	籾迫博史
行政経営部長	福田憲一	農業土木課長	田中勝之
市民協働部長	小川敬一	教育総務課長	梶原康治
市民環境部長	田中善広	教育施設課長	斎藤　浩
経済部長	林　利恵	文化課長	瀬尾善忠
こども未来部長	榊　敏江		
福祉部長	東　剛史		
都市建設部長	大井愼二		
教育部長	小西由孝		
企業局次長	上野恭裕		
財政課長	松本一男		